

# 平成24年第2回(6月)川南町議会定例会会議録(2日目)

平成24年6月11日 (月曜日)

## 本日の会議に付した事件

平成24年6月11日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

### 発言順序

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 河野 幸夫 君 | ・防災対策について<br>・区制度、分館制度について<br>・自然エネルギーについて<br>・川北南農免農道の整備について<br>・集団見合いについて |
| 2 米山 知子 君 | ・インターネット通信環境の整備について<br>・スポーツによるまちづくりについて                                    |
| 3 川上 昇 君  | ・町職員のコンプライアンスについて<br>・町報紙への有料広告掲載について<br>・光ファイバー通信環境について                    |
| 4 内藤 逸子 君 | ・フェイスブックについて<br>・学童保育事業の拡充について<br>・町立保育所の廃止計画と山本小校庭への私立保育園設置案の見直しについて       |
| 5 小玉 助壽 君 | ・防災及び災害復旧対策について<br>・畑かん事業の給水栓助成について   |

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 稲田 榮 君
11番 德弘 美津子 君	12番 竹本 修 君
13番 山下 壽 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

---

事務局長 吉田 一二六 君 書記 山本 博 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	篠原 浩 君
総務課長	諸橋 司 君	総合政策課長	永友 尚登 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	横尾 剛 君
建設課長	村井 俊文 君	上下水道課長	新倉 好雄 君
農業委員会 事務局長	杉尾 英敏 君	教育総務課長	吉田 喜久吉 君
生涯学習課長	橋本 正夫 君	税務課長	永友 好典 君
町民課長	黒木 秀一 君	環境対策課長	三角 博志 君
健康福祉課長	佐藤 弘 君	代表監査委員	三角 巍 君

---

午前9時00分開会

○議長（山下　壽君）　おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「一般質問」を行います。議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いします。

念のため申し上げます。質問の順序は、通告書の提出順といたします。

まず、河野幸夫議員の発言を許します。

○議員（河野　幸夫君）　通告書に基づき質問をいたします。

通告に従って質問をさせていただきます。

5つの項目を通告していました。

1つ目は、防災対策について。町の生命、財産、施設も、庁舎を初め学校、保育所、水道、下水道、畠かん等があります。南海トラフ巨大地震がいつ来るかもしれません。これらの耐震対策について、学校は国の政策で最優先ということで耐震対策は進んでいることだと思います。県内の公立保育所耐震化率54.9%となっています。川南町はどうですか。庁舎を初め、他施設等、特に町の役場は、町行政の要でもあり、職員、重要なものがたくさんあると思います。住民の安心安全のために耐震診断等をされ、耐震対策をする必要があると思います。

県は、防災の日を毎年5月第4日曜日を、本年は5月27日と決めました。

県の新年度予算で防災力の向上、命を守る教育実践へと東北地方の震災以降、防災力は、緊急の課題となっており、県民の関心も高まっているとして、中でも皆でつくる防災モデル地区育成事業、学校を中心に地域ぐるみの防災教育を進める、地震、津波、風水害、火山、噴火の災害別に防災教育を実践する。学校にいるときも災害適応力を高めるだけでなく、学校を離れているときや卒業後も自分の命を守りきる子供を育てることが地域の防災力向上につながると書かれています。この点について、町長、教育長の考えをお伺いいたします。

2つ目は、区制、分館制度について。現在、区長、分館長は兼務されていますが、他の町では分館制度は全国でもめずらしいといわれています。ほとんどが区制度と公民館制度でそれぞれ区長、分館長1名ずつ置かれています。兼ねているということは大変なことだと思います。川南町区長設置規則第1条で、川南町における行政事務の執行を効果的かつ円滑に行うため、各地区に区長1人を、分館につきましては川南町条例で公民館に分館とあった訳です。これは、現在は、町条例の規定で分館育成費交付規定と分館活動兼助成費交付金規定だけです。

少子高齢化が進み、人の流動化等未加入者も増えてきて、区制度、分館制度そのものが大きな事態になっていることと思いますが、町長、教育長にお伺いいたします。

3つ目は、自然エネルギーについてですが、太陽光、風力、水力、地熱、波など、他にバイオマスなどがありますが、これらの設置について川南町ではどういうものが設置条件とし

て合うと思いますか。

前回の同僚議員の質問の中で恵まれた自然環境を生かし、太陽光、バイオマス等再生可能エネルギーとされています。この時点では検討中と答弁されています。

最近の新聞では、売電が広がる可能性として、電力固定価格買い取り、7月から再生可能エネルギー発電の買い取り価格案として太陽光10キロワット以上価格1キロ当たり42円、期間が20年。太陽光10キロワット未満価格1キロ当たり42円、期間10年。風力20キロワット以上、1キロワット23.1円、期間20年。20キロワット未満57.75円期間20年。小水力200キロワット未満35.7円期間20年。バイオマスのほうは13.65円から40.95円、期間20年と出ています。

原発事故等もあり各地電力不足ということで節電も呼びかけられています。再生可能エネルギーについて取り組む必要があるのではないかと、これらの設置についてどう考えておられるか、町長にお伺いいたします。

4つ目、川北南農免農道の整備についてですが、以前計画されていたこの川北南農免農道は、ある人の反対でできなかつたと聞きました。私たち、大久保地区を考える会では、地元住民の要望があり、この川北南農免農道の整備をぜひやってもらいたいということです。

高速道も平成24年度は都農、平成25年度は日向、平成28年度は大分まで完成し、北九州まで通じるようになったわけです。

商工業圏の拡大、観光、物流、医療面など、県民の生活向上につながり、川南町でも総合選果場、工業団地、農林水産等の物流の起点として経済産業道路であり、今度できる高速道の都農インターに通じるようになり、整備することでさらに交通面がよくなり、ぜひとも整備する必要があると思いますが、町長のお考えをお伺いします。

5つ目は、集団見合いについてですが、川南町の住民の数名から集団見合いをどげんかしてもらえんとかいと言われました。なかなか出会いが少なく、困っている人がいるのも現実です。テレビ、新聞などではよく取り上げられています。

新聞で先ほど、高鍋町の記事が載っていました。

高鍋町の若手職員でつくる町づくり、そのグループが7月に四季彩の村で「むらコン」と題して、「田植えで恋も実らせて」と水田に苗を手植してもらって「収穫まで一緒に」と食の大切さも感じて体験をしてほしいと計画されているようです。川南町の職員も知恵は十分にあるとは思います。300件近くのアイデアが出されたそうですが、その中に集団見合いのことが入っていたかどうかはわかりませんが、先日、若連協のある役員の方と会う機会があり、集団見合いのことについて話をさせていただきました。

「フェスティバルには取り上げてもらえんはねえ」というようなことを話した。まあ町長も出会いの少ない人たちに何とかしてあげたいと思いませんか。考えをお伺いいたします。

以上の5項目、よろしくお願ひします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの、河野議員の質問にお答えいたします。

5項目ほどいただいたおるようでございますので、順番に答えていきたいと思います。

一部、教育長側の答弁もあると思いますので、それは、後ほど答弁させていただきたいと思います。

まず、防災対策についてでございますが、御承知のとおり、東北の震災以来、非常にそれは国民の関心といいますか、重要であるのは十分に理解しております。

川南町におきまして、例えば昭和56年の建築基準法改正以来、それ以降の建物につきましては、基準はクリアしているというふうに理解をしております。それ以前に建てられた庁舎関係でいきますと、学校のほうは後ほど教育長に答えていただきますが、現在、この基準を満たしていないのは、本庁舎が1件でございます。来年度の平成25年度当初予算に耐震の設計委託料及び耐震改修費を計上して取り組みたいと思っております。

あと、水道、下水道、畑かんについてでございますが、基本的には水道に関しては、歴史が古いわけですので、現在、耐震法の規定に達していない部分についての、いわゆる石綿管の取り替え工事を行っております。予算の関係で順次行っておりまして、平成31年度に終了という形になっています。下水道に関しましては、新しい平成10年からですので基準としてはクリアしていると考えております。

ただし、上水道、下水道に関しまして一番関心があるのは、その管の問題だと思います。水が通るところですから。議員の皆様も先日、福島矢吹に研修行かれて感じたと思いますが、私も視察をさせてもらった折に感じている部分は、やはり、そういう一番の強烈な運動といいますか、そういうことに関しましては、100%それを未然に防ぐというのは大変厳しいことであると思います。ですから、そういう場合が起きたときに、いかに早く復旧する方法がとれるか。そういうことが大事だと考えております。

同じく畑かんについている問題なんですが、畑かんについての建造物ということを申しますと、ダムがあるかと思います。ダムにつきましては、農林水産省による規定値による震度5というということで、安全性は確認しておりますし、今回の東北も、そして17年前の阪神淡路の地震でも、そのダムについての安全性は確認されていると認識しております。ただし、ここも同じように、管の状況に関しましては、そういう場合が起きたら、どれだけ早く復旧するか、そういう点で今後も取り組んでいきたいと考えております。

2点目の、区長、分館長についてでございますが、分館長に関しましては、教育委員会ということでもあ教育長になりますが、これから川南町の方向性という観点から、一括して私のほうで答弁させていただきたいと思います。

これまで、何度もこういう区長、分館長制度についての御質問もありましたし、何十年と解決できない問題ではありますが、やはりここで、先日5月に分館長の研修にも行かしていただいております。県外のほうも見せていただいております。まあいろんな状況があって、例えば未加入者の問題でありますとかいうのがあるのは承知しておりますが、もう少し、基本的な形として将来のビジョンをしっかりとここで確立した上で、だれもが住みたくなるまちづくり、そういう形で今後区長、分館長制度については、検討委員会を設けて取り組もうと

しているところでございます。

簡単に申し上げますと、やはり、区長の組織の地域のトップとして位置づけ、そういう分館長であるとか消防団であるとか、子供会、長寿会いろんな形の、もう一度再構築をする必要があると考えております。それに関しては、今、進み始めておりますので、また皆さんに基本的には御相談させていただきたいと考えております。

3番目の自然エネルギーについてでございます。本県の気象環境といいますか、日照時間は全国で3位、快晴日数は2位とそういうことから、住宅の太陽光発電システムは、全国で2位でございます。そして、太陽熱温水器の普及率は全国で1位であります。太陽エネルギーの自給率も全国1位。まあ県のほうが、そういう所に位置しております、本県としても、この自然エネルギーの中で、最も、まず取り組むべきことが太陽光だと考えておりまし、5月の25日、県内自治体としては、初のメガソーラーの工場誘致ということで勉強会の方でも報告させてもらつてると思いますが、そういう形になって正式に契約を結ばしていただいたときには、また記者発表なりしていただきたいと思っております。

それ以外につきましては、現在バイオマスについても、より関心を持っているところでございます。あと、風力、水力、地熱等につきましては、特に風力は、基本的な風量が川南においては不足していると発表されておりますので、現在としては検討段階、現在取り組むべきことは、太陽光、バイオマスだと感じております。

川北南の農免道路のことなどでございますが、御指摘のあったとおり、一部用地の買収ができずに、当初の計画を変更して事業完了となっている経緯がございます。当然、道路の必要性は理解しているわけでございますので、県に対して再度の要望はしていくべきだと考えております。

これにおきましては、地元からの計画変更があったわけですので、今後、要望をする際にあたりましては、地元の御理解、御協力が必要だと強く感じております。

最後に、集団見合いということで、やっぱり川南町、今後存続するために、若手が定住することは非常に大切だと思っております。御指摘のように現在、若者連絡協議会がいろんな活動していただいております。町としてのそういう計画は今のところ何も立てておりませんが、当然、若者連絡協議会の活動を支援すると、そういう形としては、取り組むべきだと思っております。

例えば、フェスティバル、イベント等に、協働でボランティアで参加していただいて、そういう出会いの場を一緒に共有していただく。町コンという、今言われてますけど、居酒屋等でそういうお見合いみたいなことをする。そういうことに関する支援はこれからもやっていきたいと思っております。

以上です。

○教育長（木村 誠君） 学校施設の耐震対策についてお答えします。

小中学校の施設兼建物が47棟あります、そのうち昭和56年以前の基準で建築された対象

施設、教室、管理教室、トイレ、体育館等が30棟あります。平成18年度から21年度にかけて30棟の耐震診断を実施した結果、耐震上問題なしの施設が20棟で、残り10棟につきましては、国の交付金事業により補強工事を実施し、現在、全ての学校施設について耐震化は完了しております。

以上でございます。

○議員（河野 幸夫君） 1つ目の、防災対策についてですが、この件に関して防災訓練等をするというような考えはありませんか。町長、教育長にお伺いします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

防災訓練の必要性というのは、十分に認識しております。有事の際に一番重要であるのは、普通の時にいかに訓練をしているか、いかに通常、平時の時にそういうことを想定した生活を送るかということであると理解しておりますので、当然、防災訓練は必要でありますし、5月の27日もやらせていただきました。

現在、自主防災組織が3つだと理解しておりますが、全地区において当然つくっていただきたいと考えておりますし、地域づくりの一つの柱として防災というのを取り上げていきたいと感じております。

○教育長（木村 誠君） 防災訓練ということでございますけれども、以前は火災と地震の2回を各学校に行っておりましたけれども、例の大阪教育大学附属池田小学校でしたか、あそこの児童殺傷事件起きて、不審者進入も含めて、今3回は実施しているところです。災害はいつ、どこで起こるかというのがわかりませんので、今は、今日何時間目に避難訓練を行いますよという形で行っていますけれども、これからは、昼休み等の、児童生徒には通知、通告しないで抜き打ちでやると、やはり自分の命は自分で守るというのが基本ですので、危険予測能力、危険回避能力の育成を図る必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

○議員（河野 幸夫君） 防災対策について、町職員に、図上の訓練等、対応確認、大規模地震や津波、大雨等を想定した防災図上訓練等行う考えはありませんか。町長にお伺いします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

図上訓練という机の上で地図を見ながらという訓練だと理解しておりますが、現在、2区と17区ではやらせていただきました。通常、見慣れた地域ではありますが、やはり地図に落として、どこが道路なのか、どこが危ないのか、そういう具体的なものを客観的に見るということは、非常に有効だと感じておりますし、住民の方々からもそういう声を聞かせていただきました。

職員に関しましても、防災士の資格を取って、職員も取っていただいております。あわせて他の地区でも当然、職員とあわせてやっていきたいと考えております。

○議員（河野 幸夫君） 防災基金を設置する考えはありませんか。

○町長（日高 昭彦君） 現状といたしまして、その考えは今の時点ではありませんが、必要性を感じることであれば、今後検討したいと考えます。

○議員（河野 幸夫君） 末端行政についてです。末端行政は、川南町区長設置規則第4条で所管区域は公民館活動における各分館の区域とし、名称は別表のとおりとする。

地区名称1区から24区まであります。区の区域（振興班）となってて1区から24区に振興班名が書いてあります。つまり、振興班に入っていない人、未加入者は所管区域ではないということですか。町長にお伺いします。

○町長（日高 昭彦君） 振興班制度につきましては、全国でも唯一の組織であると認識しております。何度も議会で答弁させていただいておりますが、本来、有効であった組織であったと理解しております。しかし、現在において、やはり現状に合わない部分ができたのも事実だと思っております。現在の加入率、住基上では65%となっております。しかし、例えば敷地内に親、夫婦、息子さん夫婦の別棟に建てた場合、機械の上では2世帯としてカウントしております、1世帯が未加入戸という形になっております。そういう、現実に即した手作業での仕分けによりますと、今のところ70%以上の加入率になってまいりました。

じゃあ、加入していない人をどう扱うか。これから、先ほども答弁させていただきましたけど、そういう方を加入者、未加入者ではなく、区の住民として位置づけるその努力を今後していきたい。そのビジョンをこれからつくっていきたいと考えております。これから地域づくりにおいては、情報公開と住民参加が基本であると信じておりますので、その一つの手段として、フェイスブックはフェイスブックとしての重要な役割があると感じております。

以上です。

○議員（河野 幸夫君） 今回、に関しまして川南町区長設置規則の改正等も必要になってくるかと思います。そして、言われたとおりに、どうしても改正する必要があるんじゃないかと思っています。やるということは、まあやらんと言っているようなことで、いつ頃までにやるというような予定のようなものはありませんか。町長に問う。

○町長（日高 昭彦君） 気持ちとしては、今年度中に形はつくり上げたいと感じております。この議会終了後、私と担当課長、担当者3名で熊本の氷川町を含め、視察に行きながらある程度の形をつくり上げて、構想を示してまた住民の皆さんを含めた検討会を開始したいと考えております。

○議員（河野 幸夫君） 次に、自然エネルギーについてですが、新聞に高鍋町庁舎に屋上に太陽光パネル設置と載っていました。CO<sub>2</sub>、電気代削減に期待として、太陽光発電装置は環境省の補助で昨年まで3年間かけて導入、発電パネル168枚をならべ、屋上に断熱効果のある素材に変更、発電量が1日でわかる液晶モニターを据えつけ、かかった費用約1億5,500万円のほとんどを補助金で賄ったと。まあ4月は電力使用量は前年度比32%減り、今年度はさらに減るのではないのかと見ている。

川南町の施設等に係る年間の電気料が約1億円ぐらいがかかると言われております。町長

を初め全職員で知恵を出し合って、資金面では補助金等を含め、あらゆる角度から探し出して、川南町もこういった太陽光パネル設置をする考えはありませんか。町長にお尋ねします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど申しましたようにメガソーラーにつきましては、内定という形で県内自治体としては初ということになると思います。今後の取り組みといたしまして、役場の庁舎内の、現在、国の事業でありま。す再生可能エネルギー等導入推進基金事業、通称グリーンニューディール基金というのがございます。それに手を挙げておりますので、まだ、県からの内示はいただいておりませんが、庁舎の屋上につける考えであります。

それと、川南町には、遊休農地を含め、いろんな業者からの問い合わせも来ております。例えば、みかん園に太陽光はどうですかとか、そういうことも含め、バイオマスもありますので、将来的な構想としてエネルギータウンの構想も視野に入れて取り組んでいる所でございます。

○議員（河野 幸夫君） こういったことは、ぜひ、やり遂げるというのは、決意のほどを町長お願ひいたします。

○町長（日高 昭彦君） 決意のほどというのは非常にあるのですが、基本的に予算を伴うことである以上は、やはり皆さんに相談しながら、試算をしながら取り組んでいきたいと思います。

ここ2年間の町の財政を見てみると、やはりお金をかけずにできる方法、例えばリースをするとか、業者間でやっていただくとか、そういう形も可能性を探りながらぜひ強い気持ちで臨みたいと思います。

○議員（河野 幸夫君） 4つ目の川北南農免農道の整備についてですが、せっかく都農町から一番の難所である名貫川には橋がかかっています。あとわずか何百メートルというぐらいでつながっていません。このもう少しの距離を何とかしようと、整備をやり直すというような町長の決断にかかっておりま。す。ぜひともやりますというような考えはありませんか。

○町長（日高 昭彦君） 先ほどもお答えさせていただきましたけど、この経緯につきましては、当然道路の必要性、認識しておりますので、当初、その問題が起こった時点で、変更する時点において、川南町として全力で取り組んだと聞いております。残念ながら、この個人の土地の問題が解決できずに変更となった経緯がありますので、我々が県に要望するのは当然ではございますが、1番に今求められているのは、地元のそういう同意であります。地元の一体感なくして、我々としてもこれ以上前には進めないとと思っております。ぜひとも力を貸していただきたいと思います。

○議員（河野 幸夫君） 5つ目の集団見合いについてですが、どうしても若い人たちの出会いの少ない人たちに何とかしてもらえませんか、再度町長に伺ってどうかするという決意のほどをお伺いします。。

○町長（日高 昭彦君） 非常に強い要望を受けておりますし、その物事の意味は十分理解

させてもらっております。役場として予算をつけて今できるか、その構想は、現在時点ではやっておりませんが、気持ちの中では若者連絡協議会含め、いろんな形で若者に支援する体制を取っております。先ほど申しましたように、お金をかけてするということではなく、いろんな出会いの場をこちらから提供する。一緒に相談する。プロデュースしていく。そういう取り組みは今後とも続けていきたいと思います。軽トラにしてもフェスティバルでも、考えれば幾らでも出てくると信じておりますので。お互いに考えたいと思います。

○議員（河野 幸夫君） 終わります。

○議長（山下 壽君） 次に、米山知子君の発言を許します。

○議員（米山 知子君） 通告書に基づき質問をいたします。

まず、インターネット通信環境の整備についてお尋ねいたします。

私は、21年12月議会、それから一昨年22年9月議会でもインターネット通信環境について質問をしております。22年9月議会は、口蹄疫直後の議会でしたので、口蹄疫の最中に、情報の発信や共有にインターネットが広く使われたことを見て、将来に向けて光通信の整備が必要であるとの思いから質問をいたしました。そのときの前町長の答えは、いつかはやらないくてはいけないと思っているので事業費や加入者などの絡みを含め、具体的な検討をするということでした。

町長は、先日来、県内では最初に、全職員にフェイスブックのアカウントを取らせ、情報の発信や共有に積極的にインターネットを利用する意気込みを示されていますが、さらに進め、情報課の孤島といわれている川南のインターネット通信環境を整備していくつもりはないのか。また、前町長が言われた光通信を導入する具体的な検討はなされたのかをお伺いいたします。

次に、スポーツによる町づくりについてお伺いをいたします。

私は、町長がスポーツランド構想というものを言われたとき、スポーツは町の活性化だけではなく、町民の健康にもつながることであると思い非常に期待をしております。

スポーツランド構想と一言で言われますが、その真意は何か。どのようにしたら実現していくのか。具体的な構想をお聞かせいただきたいと思います。

また、学校教育、生涯教育の中でスポーツの役割をどのように考えているのかをお聞かせ願います。

体を動かすということが、スポーツの原点であると考えると、幼児期から始まっているわけですが、体系的には小学校での体育の授業、スポーツ少年団活動から始まり、中学校、高校、一般、成人、高齢者と年齢とともに活動の形も変わってきます。

特に小学校、中学校時代のスポーツの経験は、その人の生涯スポーツの考え方や実践に大きく影響していくと考えてられることから、非常に重要であると思います。川南町は、スポーツ少年団の活動について、入団式、研修会、交流大会など毎年事業として行い、活動を支援しているとの考えのようですが、それで十分なのでしょうか。

スポーツ少年団からは、21年6月議会に施設使用料に対しての請願が出され可決されていますが、請願書の真意を酌まないどころか、サッカーや野球などのスポーツ少年団から、電気を使用する期間は電気料を徴収するようになりました。少年団から出された請願書の真意で酌みとらず、いうならば現場のニーズを受けとめず、毎年同じ事業を繰り返す。このような状況で、町長が言われているスポーツの町を町民皆でつくっていくことにつながるのででしょうか。

私は以前から、スポーツ少年団活動は、社会体育の分野ではありますが、子供の健全育成を目指した教育の分野であり、大人の社会体育とは違ったものであると思っております。スポーツ少年団の活用が必要であり重要であるとどなたも認められることですが、それならば、現場のニーズを受けとめるべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

また、中学校においては、スポーツをするということは、特別な例を除いては体育の授業と部活動ということになると思いますが、ちょうど運動部活の集大成となる中体連の西都児湯地区予選が6月の2日、3日に行われました。勝敗だけにこだわる気はありませんが、やはり結果は気になるところです。

唐中や国中が西都児湯の代表として、県大会に出場と聞けばうれしくもあり、誇らしくもあり、また、知っている子供であれば、頑張ったね、おめでとうという言葉かけのきっかけにもなり、これが子どもの自信にもつながり、成長の一助にもなるというものです。勝つ喜びは、今までの苦労、努力を一瞬にして忘れさせてくれるものだと思います。

現在の中学校の部活動の活動状況、魅力ある部活動が行われているのか。指導者は十分なのか、お伺いをいたします。

ゲームで遊びたい、友達とおしゃべりがしたい、自由にしたい、最近の子供たちがそういうことよりも部活をしたい、頑張りたいというような、子供にとって魅力ある部活動にするには、何が重要であると思われますか。

さらに体育協会についてお伺いをいたします。

町長のスポーツランド構想に体育協会は入っているのでしょうか。スポーツの町川南として、町の活性化や町民の健康づくりに先頭に立ってもらえるのが、この組織ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

スポーツランド構想はスポーツキャンプや大会の誘致だけでできるのではなく、町民全体がスポーツに関心を持ち、スポーツを楽しむことで元気のある町がつくり上げられ、それがスポーツキャンプや大会の誘致につながるのではないかでしょうか。町民が盛り上がらなければ実現は難しいと思います。

体育協会に加盟している人たちは、いわば構想の先駆け、先頭に立っている人たちではないかと考えます。いかにしたらスポーツ人口を増やし、体育協会の加盟団体を増やしていくのか、お伺いをいたします。

これに関連して、施設使用料についてお尋ねをいたします。高鍋町、都農町、新富町など

と比較して施設使用料が高いように思うのですがいかがでしょうか。検討されたことは、比較されたことはあるのでしょうか。

18年度に条例が改正され、使用料が高くなつたため活動回数を減らしたという団体があつたと聞きましたが、通年で活動する団体にとって、使用料の負担は大きなものです。歌声あふれる町づくり事業には、毎年500万円の予算が組まれております。スポーツランド構想を実現するには、スポーツの分野にも何らかの支援ができないものかと思います。

今年度の当初予算の中で、前年度かわってスポーツランド構想を実現するための予算が入っていたのでしょうか。私が見る限りでは、前年度と同じような予算の組み方であるたよに感じました。

最後に、町立体育館の建設はできないものかお伺いいたします。

児湯5町で、町立体育館のない町は川南町だけです。アウトドアスポーツにも使えるグラウンドの整備には取り組まれていますが、インドアスポーツをする場合、現状は、改善センターや学校施設を使っている現状です。

3・11の震災以後、国からの交付金なども期待できない現状ですが、スポーツの町を目指すのに、町立体育館のない町というのは、非常にお粗末な構想ではありませんか。

将来の町づくり構想の中に、町立体育館の建設は入っているのか、入っていなければ入れるつもりはあるのかをお聞かせください。

以上、インターネット通信環境とスポーツの町川南の実現について質問をいたしました。よろしくお願いをいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの米山議員の質問にお答えいたします。

まず、インターネット環境整備の関連でございますが、インターネットの必要性というのは十分に認識しておりますし、現在の生活においては必要不可欠なものであると感じております。現在、川南町が取り組んでいるADSL、電話回線を利用したインターネットということになっております。そして、光ファイバーとかいろいろ検討はされております。光ファイバーに関しましては23年に光が来たところを聞きますと約23億円かかると試算が出ております。

こういう通信技術の発達というのは、例えば携帯電話で考えて見ましても、もともとここまで普及するとは当初は考えなかつたと思います。何を申し上げたいかといいますと、電話回線による通信、光ファイバー事業は十分理解しています。しかし、現在は、例えば携帯のような無線LANといいますか、有線じゃない無線で今、端末で例えば、フェイスブック等も受信できます。そういう二十数億円のお金をかけて光ファイバーを今、町が導入できるかというそういう体力が全くございませんし、補助事業もありますが、3分の1、4分の1程度の4割ぐらいだったと思います。その経費を今、考えるに当たっては、新しい技術の進歩、例えば受信器媒体というのがありますが、数少ない、微弱な電波であつても現在は受信できるような体制があります。不備な分は当然あるかと思いますが、そういう新しい進歩という

かそちらの技術を今は取り入れるべきだと感じております。

そういうことで、インターネットに関しては、進んでいけるものだと思っております。

あとは、スポーツランドの構想、スポーツによる町づくりのことでございますが、一部、学校教育、教育長とダブりますので、後ほど重なった部分については教育長から答弁させていただきます。

スポーツランドの構想ということでございますが、この大きな目的は2点あると思っております。当然、スポーツの向上、それは競技スポーツ、生涯スポーツも含めて、振興、健康に結びつくそういうスポーツの振興であると。もう1点は、交流人口を増やすことによる経済面の効果だと信じております。そのスポーツランドこそ、今回に限っていいますと、サッカー場の整備、そして管理宿泊所の整理、屋根つきの広場の整備ということで、当面は、そういう野球の合宿であるとか、サッカーの合宿であるとか、そういう形が中心にはなるかと思いますが、開いている日にとっては住民、町民が使える施設であります。議員御指摘のとおり、スポーツを通して健全な町をつくるというのは非常に大事なことだと思っております。

あと、少年団、子供たちのスポーツに、あとで町長のほうからも答弁があるかと思いますが、なぜ、川南はそういう動きを取っているのか、スポーツ少年団とどう比べているのか、スポーツ少年団を、競技だけの団体とは思っていませんので、そういう活動を通した人間形成の場であると信じております。まあ、ほかの町が確かに使用料を取っていないのも承知しておりますが、すべての子供を含め屋外スポーツも含め、応分のそういう負担があるというのは、私としては非常に当たり前なのだと認識しております。免除とか減額については当然考えるべきですが、子供においても大人においても町民として応分の負担は、今後もできることはやっていくべきだと感じております。

最後に、町民体育館のことでございます。体育館の必要性も本当に感じますが、今、その予算をどうするかということを考えますと、現状においては、今ある施設を有効に使うということで考えております。

以上です。

○教育長（木村 誠君） 米山議員の御質問についてお答えします。

まず、スポーツ少年団の現状についてのお尋ねですが、少子化や幼児期の外遊び離れなどにより、団員数の減少傾向にあります。そのため、指導者、育成者、一斉募集したんですが、とともに団員の確保が急務であると共通認識し、積極的に団員確保の活動を行っているところです。

活動に対しての支援は、少年団の登録事務に始まり、指導者、育成者講習会、西都児湯ブロック大会の運営、連絡調整、それから団員、指導者、育成者が一体となっての式典であります入団式。将来全団を対象とした団員相互の交流会となっているところです。

さらなるバックアップということに関しましては、体育協会、スポーツ少年団指導者育成者、生涯学習課が一体となって、スポーツ少年団の育成、充実に情熱を注いでいますことか

ら、最大限のバックアップを行っていると考えております。

また、施設使用料の負担軽減での使用ということですけれども、現段階では町長も答弁されましたけども、現段階では施設を使用することへの応分の負担は必要と思っております。県内市町村の状況もありますので、それらを踏まえ研究していきたいと考えております。

次に、西都児湯地区中学校総合体育大会での結果につきましては、陸上競技と水泳競技を除いての競技は終了しております。唐瀬原中学校におきましては、団体競技ではソフトボール女子が優勝、ソフトテニス女子、卓球男子、柔道男女、剣道男女が準優勝しております。剣道男子個人での優勝もあります。国光原中学校におきましては、バスケットボール女子と柔道男子個人戦で準優勝しております。

以上申し上げました種目と卓球男子、剣道男女、柔道男女が個人戦で県大会に出場します。

次に、学校教育の中での部活動役割についてお答えします。

学校において部活動は教育課程外の活動として位置づけられておりますが、教育活動の一環として学校の管理下で行われている活動です。学校経営案に示されております学校の教育の目標の具現化に向けて各学校において計画する教育活動の一つであり、生徒の自己実現につながるものでなければならないと思います。生徒にとっての部活動は、みずからの興味や関心をもとに、主体的に取り組む活動であり、技術の習得や体得の向上を図ることができるとともに、同校の仲間とともに活動することで、一生涯の友を得たり、楽しさや喜び、感動を味わったりすることなどで、豊かな人間性や社会性の育成にも貢献できる教育的技能への役割が非常に高い活動だと思います。

次に、魅力ある活動の部活にするためには何が重要であるかでございます。部活動におきましては、子供たちのうまくなりたい、勝つようになりたいという願いを大事にしたいと思います。

子供たちにもより高い目標に向かって努力することで、さまざまな課題を解決したり、目標を達成することの大切さを教え、その結果として得られるより深い喜びを味あわせてあげるのが重要だと感じます。また、生徒の趣向が、競技趣向、楽しむ趣向と異なっていっても、同じように一緒に活動することでお互いの趣向を認め合い、仲間とともに活動できる部活動を目指すことが重要だと思います。それだけに部活動を指導する教員の役割も重要ですが、中学校の教員は教科で採用されておりますので、すべての部活動に、専門的な指導ができる教員がつくことは現実的には難しい状況でございます。

次に、体育協会についてお尋ねですが、加入団体数は平成23年度で19団体、会員数は1,313人となっています。ミニバレーボール協会の230人を初め、軟式野球連盟、サッカークラブ、バレーボール協会、グラウンドゴルフ協会など100人を超える会員数の団体がある半面、会員数が50に満たない団体が12団体ありますが、各団体ともにそれぞれの目標を持って活動しております。ただ、活動のバロメーターである体育協会会員数は年々減少しております。

体育協会の支援としましては、町補助金、使用料の免除、全国大会出場補助となっております。

歌声あふれる町づくり事業は、町民の感性を豊かにし、文化の充実振興による町づくりを目的とし、子供からお年寄りまで参加できる世代間の交流と一流芸術に触れる機会提供等を柱とした文化事業であり、目的を達成するための施策として取り組んでおります。

また、モーツアルト音楽祭は、町民の自発的な取り組みによる音楽祭として10年間継続して行われてきたことは高く評価されています。スポーツ振興に比べて地方では芸術文化に触れる機会がほとんどないため、川南町独自の取り組みとして実施補助することは多少金額がかかっても必要であると考えますので、一般的に組織の体制が充実している体育協会と比べることは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（山下　壽君）　しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時55分休憩

午前10時05分再開

○議長（山下　壽君）　会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（米山　知子君）　それでは、インターネットの件について、町長に再度質問をいたします。

要するに、光を引けばお金がかかる。無線で対応したらいいと。今の無線で対応される。今の無線で、無線LANですると光を引く場合の無線のデメリットということはわかつてゐるけれども、技術の発達を待ちたいということですか。

○町長（日高　昭彦君）　すばらしい質問ありがとうございました。

光については申しわけありませんけど、現状としてはまだ対応ができないないというのが正直なところでございます。本当に技術の進歩は、やはり想像を超えるぐらい進んでいるのも事実であります。例えば、無線に関するデメリットとしますと、無線である以上、盗聴でありますとか、妨害電波でありますとか、私も技術的に詳しくはございませんが、そういう可能性がゼロではないと思っております。しかし、今、対応するに当たって、町内もとより国内の方々がそういう無線を使っている現状はありますので、十分フェイスブック等についても対応できると感じております。

○議員（米山　知子君）　今、フェイスブックの話が出たんですが、実は私も、素人ながら、フェイスブックを始めまして、携帯もスマホに変えて今、悪戦苦闘してゐるんですが、結局フェイスブックを見るときに、最終的には、家でパソコンを開いてフェイスブックを見たほうが非常に使いやすいんですね。ということは、無線で使う分には、いろんな前づけの有線のほうが優れてる点が強いということは現状だと思います。

ですから、そういう、今から技術の発達で、まあ無線がもうちょっと発達して、そういう

ふうな妨害電波とか、そういうような解決できるようになれば、もう無線で十分と、有線でなくてもよいという時代が来るやも知れませんけれども、それをそれまで待って（59：10）ことはできないと、調整できないよということだと思いますが、私、その前、この間も前回の質問ときにもお伺いしたのですが、光の設置に対してはいわゆる公設公営、それから公設民営、それから民設民営、そういういろんなやり方があると思うんですね。私NTTの方にお聞きしたら、今のところ、公設のための、まあ補助金を予算に入れた場合の公設でする場合のときもほとんど可能性はゼロだと。それは3・11の震災があったので今までのお金がとても来ないというようなことを言われました、最近ですね。私が質問したのは22年の9月で、3・11の前でしたから、そのときに具体的検討をするということで、検討している間に地震が来たのでもう補助金は全く可能性はなくなったということで、ああなんでも思いついたらさっさとせんないかんと思ったんですけども、その時に、民設民営という可能性はどうなのかということをお聞きしましたら、高千穂町が22年度の質問時点で、それまで高千穂町はやはりすごくへき地が盛んで、インターネットの必要性を町長みずから感じて、全戸にADSLを使うようにしていたと。けれども、さらに光を引いたほうがもっといいということで、その時点では国の補助金が非常に出了ました。それで、高千穂町に光を全戸にADSLやらあつたんですけども、全戸に引いているんですね。その時にどれぐらいですかと、加入者の問題ですと、民設民営にする場合にはどれぐらい加入するか、例えばNTTが光を引く場合、どれぐらい引いてくれればペイするかというのは、高鍋町は光がきていると言いますけれども、あれは街中の家が建てこんでいるところだけですよね。ああいうところであれば、民設民営でやれるからNTTは光を引くんです。ところが、周りは引きませんよね。それは事業として成り立たないから引かないんです。そのときに川南町を見れば、確かに家が点在しているので、市街地、まあこのトロン筋だけ光が通る可能性はあるかもしれませんけれども、まあ難しいということを言われたんですが、具体的にどれぐらいの加入者がいたら事業として成り立つものでしょうかとお聞きしましたら、高千穂町の加入者が三十二、三%ぐらいと思いますけれども。大体事業としては、20%ちょっとぐらいと加入者がですね。ということを言われたんです。ということは、川南町内で現在インターネットを使っている。それからもし光を引いた場合に光をつなぐインターネットを使う場合、もちろん使用料の問題とかも出てくるでしょうから、そこ辺も明示して町民がもし、まあ25%ぐらい利用しましょうということがわかれば、民設民営ということをNTTに相談をしても、私はできるんじやないか。ですから町の金がないからもうできませんじやなくて、そこは事業者と相談しながら、事業者も仕事としてペイすればするわですから、その現状の具体的検討をぜひしていただきたいと。まあ、私が光のことを何回も質問していますのは、私の周りに非常に光っているのが高いよねということを聞きます。ところがまあそれも少数です、私の知り合いでから少数ですけれども、全町では一体どうなんだろう、全町を調査した結果、ああやっぱりまだインターネットを使う人は10%ぐらいですよと、そしたらまだ民設民営は難しいですよと、

ということを言うと、まあそれは仕方がないなと思うか、逆にその10%のインターネットを使っている人が、いや光が来ればもっといいんだからと、じゃあ自分の友達に勧めるわと、それこそフェイスブックが登場したわけですよ、そこで。そういう形でお友達光ファイバーを引こうかいというぐらいの勢いでお友達を募って加入率が例えれば25%になるようになれば、NTTにも言えるわけですね。私やっぱり予算がないからしないでなくて、あくまでどういうことをしたら実現できるかということの検討をぜひしていただきたいと思うんですけど。その辺の考え方としてはどうでしょう。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、できないからしないではなくて、やはり検討することは重要であると認識しております。

現在、NTTが発表している戸数でいくと、1,400戸だと聞いております。NTT以外のブロードバンド、そういう方もいらっしゃるとは聞いております。結論からいいますと、議員おっしゃるとおり、民間がやっていただくのであれば、当然それはやるべきだと思っていますし、そういうアプローチを今後もするべきだと考えています。

○議員（米山 知子君） ぜひ、庁舎内だけで、まあそれこそインターネットを使って調査するだけで終わらずに、実際にそういう事業者と面と向かって、町長もインターネットの必要性は非常に認識してるとおっしゃったわけですから、認識をすれば、何とか実現できないもんかと、そういうのをやはりプロの人に相談をしてその可能性を探るというところをぜひ頑張っていただきたいと思います。

以上でインターネットの件については終わります。

次に、スポーツの各種関連施設について、スポーツ少年団なんかも、中学校の部活動、それから社会体育の面で3つに分けて質問したんですが、スポーツ少年団の、まあ結局私もこのまえから言っておりましたが、はっきり言えば施設使用料を無料にできないかということなんです。といいますのは、近隣町村、非常に自治体は近隣町村と足を並べるのが好きですが、近隣町村はスポーツ少年団から施設使用料を取ってることはありません。それはもう生涯学習課のほうで十分御存じだと思います。それをなぜ、川南町だけが取るのか。そのときに、21年の6月議会にスポーツ少年団活動に対する町施設使用料の減免措置を求める請願書というのが出ております。それに対する回答書が9月に出てるんですが、まあ今さっき町長がおっしゃったお答えは、その回答書のとおりでした。私も回答書にさらに質問をしようと思っていて、まあ時間が来てしまって町長も変わられたので。

今のスポーツランド構想を言われてる町長が21年の回答書と同じ考え方で進めていこうとされてるのか、それを確認したくて今回質問したわけです。

まず、その回答書の内容を見ますと、練習時間は大半が夜間利用となっております。当たり前ですよね。スポーツ少年団活動がどういうことか、基本的に平日になぜやっているかというと、もちろん子供がいます。子供は学校がありますから、当然夕方以降ですね、活動が。それから指導者、これは地域の本当にボランティアみたいな指導者です。そういう方も仕事

を持って、その後の時間を使われますから夜ですね、夜間です。大半が夜間利用なのは当たり前じゃないですか。夜間しか活動できないんです。それなのに電気料を取るということは、施設を提供してないのと一緒なんですね。施設は提供しますよと、でも電気を使いますから電気料をください。暗い中でどうやって活動をしてするんです。施設を提供するということは、夜間しか活動できない団体に対しては電気料を含めたものの施設として提供するというのは当たり前の考え方になると思います。

その辺は一つ一つついていきますけど、その辺はいかがですか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

川南町が21年にそういう決定をしたのを聞いておりますし、まず、なぜ電気料を取るかということでございますが、スポーツにおいては、屋外スポーツも当然あるわけでございまして、まあ、野球でもサッカーでも、そういうグラウンドに、例えばサッカーゴールがある。そういう施設の管理も意識的にやっていきたいということでございます。屋内に関しましては、そういう草刈りとか掃除も基本的でない状態でありますので、それに見合う電気料、要するに子供も含めて町がトータルとして応分の負担をいただく、それぞれがお互いに、そういう形でお互いに負担をしていくという基本姿勢があるとしています。

○議員（米山 知子君） まあ、屋外の話がダブっているんですけど、屋外施設の管理をしているところでは、管理委託を出しているところもありますよね。管理されているので、その中だけで管理をしてもらってそこを使っていると。逆に言えば、その人たちが全てしているわけではないです。あくまで委託という形で管理委託はしてるはずですよ。

応分の負担ということで、それで、教育、まあスポーツ少年団の教育の分野も含めるということは、これは十分に町長も思われていると思いますが、じゃあ応分の負担ということを、教育を目指しているスポーツ少年団と大人の社会活動、同じ応分の負担ということで、子供の教育ということが通るのかどうか。その点はどうでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 今、議員がおっしゃるとおり、先ほどの周りの市町村と比べてどうかということも当然視野に入っているつもりでございますし、川南町としては、今はこういう考え方で進んでいる。しかし、これがやっぱり間違いであると、訂正したほうがいいという状況を想定するんであれば、これからいろんな検討を踏まえるべきだと思っております。最終的な形であるとは思いませんが、やはり今、川南町が決定していること、それは十分に重く受け止めているつもりです。

○議員（米山 知子君） まあおかしいと思えば、正していきたいと、検討していきたいということですので、その近隣町村がスポーツ少年団施設料に関しては、全く使用料を取っていないということに対して、川南町が取るということには理由があるということですけれど、その理由というのをお聞かせいただけますか。

○議長（山下 壽君） 暫時休憩します。

午前10時19分休憩

午前10時20分再開

○議長（山下　壽君）　会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○生涯学習課長（橋本　正夫君）　ただいまの米山議員の質問にお答えいたします。

使用料をなぜ取る背景になったのかということですけれども、その当時、行財政改革の中にありますとして、負担金というのは条例の中に取るというふうになっております。体育協会の傘下でありますスポーツ少年団もその中に入っていますので、使用料を取るべきだと。それに、少年団というのが、確かに子供たちということでとらえれば、確かに料金を取るということに抵抗があるかと思いますけれども、少年団そのものが少年、それと保護者、育成者、指導者それも踏まえた上で、含めて社会体育団体の一つということありますので、使用料を取るということになったとしております。使用料を取ることによって、スポーツ少年団活動が停滞してくるのではないかということもありましたけれども、町内のところでは取って、郡内、確かに少年団の使用料は取っておりません。しかし、少年団の活動状況は、それでも少年団をバックアップする体制ができておりますので、その件で加入率も上がっていると思います。

23年の加入率なんですけれども、児湯郡内の加入率、平成23年度高鍋町は34.9%、新富町36.3%、木城町がちょっと突出してまして56.0%、都農町39.6%、川南町43.2%ということで、川南町は加入率について上位であります。使用料の負担以上にバックアップができるものと信じております。

以上です。

○町長（日高　昭彦君）　答弁のほうがこういう形になって申しわけありませんでした。私がまず基本的なことをお話しすべきでありますので、繰り返しになりますが、まず料金に関しては、取るのが正常であるというふうに条例においては理解しております。つまり、川南町が正常であり、他の市町村も取るべきところを運用として取ってないという現状として今はとらえています。あの、もういっぺん言います。両面あるのは十分わかりますので、本当にこの、たしかにお金取るのかという声があるのは聞いておりますが、条例を読むに当たりまして、そのものを読むのであればそれが正常だと感じております。

○議員（米山　知子君）　取らない4町がおかしいと。確かに自治法の中ではそれを取らないといけないということですが、その根っこにあるのがいわゆる教育に関してはどうかということなんですね。

だから、それを川南町が条例に書いてあるから、当時、担当者には条例がありますのでこういうことにしましたって、上から下に一方通行です。そういう形で取り始めたんですね。だからそういうやり方をしてると、今、加入率おっしゃいましたけど、加入率はその話の状況とか、子どもの数とかで違いますので、パーセントだけでは川南が非常にスポーツ少年団活動が活発であるということは私は言えないと思います。

そういう数字だけで判断をしないでいただきたいと思う。要するに、スポーツ少年団という活動は何のためにしてなのか。そのために大人は何をしないといけないのか。大人の中で指導をする人、行政はじゃあ私は場の提供をすべきだと。それは、そして家庭がもちろん少年団に加入させると、親はですね。今、親が子供を見ないところは放ったらかしですよ。それを敢えて少年活動をさせたいと、親が思っているということは非常に子育てに关心があるというふうに受け取っていいと思うんですね。その三者が一緒になってスポーツ少年団活動というのが盛んになると思うんですけれども、条例を盾に、町長のようなあれがあれだと思う、これが正当だということは、教育としてのスポーツ少年団活動の考え方方が私は、まあ町長と考え方が違うのかもしれませんけど、それはちょっとおかしいんじゃないではないかと思う。

もう一つ言えば、同じ活動をしているのに、学校の体育館は時間あたり150円です。で、中学校は2,200円です。小学校の体育館を使われて利用している、使って活動している団体。それから中学校はいないと思いますけれども、改善センターを使って活動している団体。それの差ですよ。それは種目によって違いますと。その種目で金がかかるのは仕方がないんです。ユニフォーム代とかに使って金がかかるのはわかりますけれども、施設、同じ活動、スポーツ少年団、スポーツをさせるのに使う場所によって一方では1時間150円しか払わないでいいところを、一方は1時間2,200円。これは定期の夜ですね。もちろん減免はありますからもっと安くなりますけど。その差をどういうふうに公平性を考えるかです。目的は同じ動機なんですね。その点がただ取りますよと、決まりだから取りますよということでは納得ができないと私はずっと思ってます。ですから、この間、勉強会のときに、第5次行政改革の計画という説明ありましたが、その中で、使用料については見直しということが載ってましたので、私はこの辺で使用料が変わるんだな、見直されるのかなと思いましたし、この使用料徴収条例の中で、条例を変えなくてもですね、一文の中にありますよね。町長が判断する場合は減免できると。だから、町長が、自分はスポーツを盛んにしたい。スポーツを通して盛んにしたい。その主体づくりは、スポーツランド構想の一番の土台部分がスポーツ少年団でもあるわけですね。そういう考え方では、条例を何ぼ変えても、スポーツ少年団だけは、体育協会の末組織であろうとも、減免っていう減免、全く免除ということもあり得ると思うんです。それはだから、そこが町長の決意だと思うんですね。スポーツを通して町づくりをしたいんだったら、具体的にどうするか。今までと同じことをしてたら変わりませんよ。いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 熱い質問を有難うございます。

このことをやはり見る場合に、いろんな角度から見ることは大事かと思っておりますし、一つの方向だけで過重判断はできないものと考えております。

議員のおっしゃるとおり、子供たちに対する教育の現状なのかと、無料にすること、それも一理あると思いますが、無料だけが教育の原点であると思ってはおりませんし、じゃあな

ぜ同じ活動をしているのに料金が違うのか。その言い分も一つはあると思いますが、もともと違う施設であれば同じ料金であるほうが異常なのかなと考えることもできます。

ただし、今後の使用料を見直すということに関しまして、当然それは取り組んでいくべきことだと思っております。

○議員（米山 知子君） 時間がないので次行きます。期待をしておきたいと思います。

先ほどの中体連の今年度の結果につきまして、中学校の部活動について教育長からいろいろと御説明いただいたのですが、基本的には、中学校の部活動が魅力あるものになるかどうかというの、私は指導者につきると思います。その辺はいかがですか。

○教育長（木村 誠君） 私の経験から申し上げると、まあ指導者はもちろんですけども、私はもうやっぱり生徒、指導者、それから保護者ですね。いわゆる三位一体になるということが重要であるというふうに思っております。

これは、指導者がいても生徒が、まあ要するに資質ですね、そうした子どもがいなければ、それだけの指導しかできない。もう今までそうした方向で同じ指導されていますよね。だから毎回勝つということにはならないわけですね。ですから、私自身はもう、そういう形でやっぱり3つが一緒になって盛り上がったときに、やっぱり勝たなくても、非常に満足感のある、魅力あるそういう部活動になるというふうに私が十数年やってきた中で経験で申し上げればそういうことになる。

○議員（米山 知子君） 確かにおっしゃるとおりです。でもその核になるのが私はやっぱり指導者だと思うんです。確かに勝ち負けは別ですね。そのときの生徒資質もありますから、幾ら指導者が同じもの作り上げても負けるときもあります。ですから、勝ち負けは別にして、そのガッツ、スポーツで頑張ったということに子供をはいかに取りこんでいくかということはやはり指導者のリードにかかるんではないかと思います。まあ教科で採用するのになかなか専門がいないということですけれども、今、外部コーチとかも大分採用されておられる、採用っていうかやってらっしゃるところも幾つかありますけれども、ぜひ川南の在住で、もしそういう、もう本当に奇特なくらいだと思うんですね、外部コーチでいきたいという方は、やはり大事にして、そしてその部活がずっと魅力あるものになっていけたらと思います。学校というのは転勤がありますから、校長先生も変わられますし、体育主任とかも変わりますね。当然担当の先生も変わりますけれども、町民であれば、恐らく体育指導者はそんなに変わらないと思う。その外部指導者をいかにうまくつかっていくかという。で、今後、ことしの中体連の結果で残念だったのは私、サッカー場が3面もできるわけですから、非常にこう、町のスポーツとしてサッカーを盛り上げていけたらいいんじゃないかと思うんですけれども、ぜひ教育長ですね、サッカーの強化指定校ぐらいを国中か唐中どちらかをして、そして指導者を持ってきて、国中、どっちか川南町のどっちかは常に県大には行って、県でもいいとこに行くと、そうすれば、それこそ先ほど言われた町長の経済効果ですね、練習試合に来るは大会にのって来るは、強いチームになればそれもあるんですよ。それがなければ

来ないんです、経済効果は上がらないわけですから。そういう強化チームというのはできないものかということをお伺いします。どうですか。

○教育長（木村 誠君） 強化チームの指定は要するに秋の大会で上位2チームに入ったときに指定されることですので。まあ指導者の育成ということにいたしましては、先ほども申し上げましたけれども、どこもいい指導者をほしいわけですね。どこの市町村もですね。しかし、じゃあどうやって連れてくるかと、これは絶対に私はこれがほしいということはあり得ないと思います。ですから、育てるということでいえば大事だと思ってるんですよ。これ、そこがまあ一つの教育の質だと僕は思うんですけども。やっぱり情熱があってとにかくその何とかしたいと、子どもたちを。そしたらやっぱり県がやってる講習会に参加する、実践を上げてる指導の所に行って指導を斯う。そういうことを通してみずから指導力を上げると、教育者が一流の指導者になり得るとは限らないわけです。だからそういう実績がなくともやっぱりそういう情熱、そういう何とかしたいという気持ちを持ってほしいと思いますし、そこあたりも校長としてまた、職員の指導をお願いしたいと思いますけれども。やっぱり実績がないと指定はされません。まず、地道に実績を上げていくことが先だと思いますので、そういう指導者を育成をするという立場で考えていきたいと思います。

○議員（米山 知子君） 私、それ強化していけば、いわゆる川南町で強化していく…

○議長（山下 壽君） 米山議員、もう一遍やり直してください。

○議員（米山 知子君） はい、ぜひその指導者、まず、その部活動で子供を指導したいという熱い思いを持った教員、それは自分が専門であるなしではないと思います、そういうのをぜひ川南町に連れてきていただきたい。それはもう現場をよく御存じの教育長であれば恐らく頭の中にいっぱい人脈があることだと思いますので、それをお願いしたいと思います。

それからちょっと時間が無くなりましたので合わせてですが、サッカーを強化したらどうかということで、指導者をよそから連れてくるということで、さっき音楽の町づくりで、結局、文化というのははなかなか根差してないので、町外指導者を連れてきてということで500万金がかかっているわけですね。指導者要員のために500万金がかかっているわけです。それをそっくりやっぱりスポーツの分野にも当てはまらないかということです。例えば、川南でも、ラグビーではつい先日ですね、甘付の永友選手がジャパンのメンバーに入りましたよね。そういう形で、例えばサッカーだったりとか野球だったりとか、やはりある程度もう一流になられる方々がいらっしゃると思うんです。やっぱりそういう方を連れてきて子供たちに触れて教室を開くとか。その職員の費用っていうのは予算化しないとできないわけですね。そういうことが町が今からスポーツランド構想というのを取り組んでますよということにつながるんではないかと思いますけれども、その辺、町長いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、いろんな形で指導者の重要性というのは認識しております。ただ、今、言われる音楽そういう文化面についての500万。それとスポーツについての500万。まあそれを完全に比較するつもりはございませんが、やっと今、この

ふるさと事業に関して育った指導者が大学を出て、今帰ってきて、今の子供たちを指導してくれている。10年たって今そういう時期を迎えているということになっております。そういう芸術の面につきましては、なかなかこちらから手を差し伸べないと進まない事業であったので、金は十分に出さしていただいております。これから成果が出ると信じております。スポーツに関して、当然、それも大事なことありますが、今ここで予算のことを決定はできませんが、じゃあなぜスポーツにはそんなにかけないのか、スポーツはもうもともとの基盤が十分ありましたので、私に理解するところの十分ありましたので、そういう指導者を通じてやってきたと。文化面は、それが全くなかったので、ある程度の町としてのバックアップをやったということあります。今後そういうスポーツに対して必要であると判断すれば、当然検討をしていきたいと思います。

○議員（米山 知子君） こういう有名選手を連れてきて、いわゆるスポーツ教室を開くというのは、即効果は出ないです。でもそれがいわゆる町民全体に対する発信です。スポーツをこれだけ今の町長が取り組んでいるんだよと。それが町内町外に対する大きな発信材料なんですね。でないと幾らスポーツが基盤があって頑張ってますよって言いますけれども、スポーツに全然縁がない人は、全くそれは感じないわけです。スポーツをしていればある程度、組織はできているかとなりますけれども。体育協会の加盟人数が2,000人以上ぐらいですね。スポーツ少年団でも500人きっています。子供の数は500人ですから、その保護者だと400人ぐらいだったと思いますけれども、それぐらいの人たちは、まあある程度あったと思うんです、スポーツの関心です。ところがそれ以外の人たちにスポーツで町づくりをしようということを発信するには、そういうイベント性のあるものをしないとわからないわけです。そして川南町はスポーツを通じて町の活性化も図ってみようと、町民に対してもスポーツでいろいろ頑張っているんだねということを発信するためには、私はこういう指導者の、いわゆる有名な指導者、川南の出身で一流に値するような、言われるような人たちを連れてきて、しますということを大々的にそれこそマスコミに発表したりしながら実施をするっていうことがスポーツランド構想ということのやっぱり土台につながるんじゃないかと思います。その辺はどうでしょう。

○町長（日高 昭彦君） 議員の御指摘のとおりだと感じております。

スポーツの楽しみ方はいろいろ形があるかと思いますが、当然1番目は自分で楽しむ。そして今度は見る楽しみ、応援すると。そして今度はスポーツを通じていろんな方たちと語る、将来像を語る。例えば昨夜のバレーでもそうでしょうけど、自分はしていないけどバレーについて語る。そういうことは経済的に結びつくと思いますし、今言われたように、町内外への川南町を発信する非常に大事なことであると思っています。

○議員（米山 知子君） あと1分ありますので、ちょっとつけ加えます。

体育館の建設はなかなか難しいということだったんですが、よその町は体育館を持ってますね。それ、ある施設より体育施設使用料が安いと。体育館をつくるには、ある程度の財政

負担あったんですね、財政負担あってそれは使っている施設よりは安いと。川南町は体育館がないと。体育館をつくるため財政負担してないですね。なおかつ、教育施設を使う場合の施設代が高いという、このお金の矛盾は一体どう考えていいんだろうということを思います。

まあちなみに、木城町は、すごいお金持ちだからと言われればそれまでですが、木城中の体育館は大体1時間300円です。川南町は2,200円。減免でも550円ですね、1時間。それぐらいの差があるんですね。高鍋町に関しては、教育施設を使う場合は社会体育が使っても無料です。そこは町体育館を二つ持っています。県の勤労者体育館もあります。そうふうに一方的に体育館がいっぱいあるところで、さらに施設を使うところも無料でやってるんですけども、川南町は体育館はないわ、ある施設を使うには負担が大きいわということでは、これなかなかスポーツをする側にとっては、より負担が色々と、2回する練習も3日に1度かなというふうになってしまふんですけれども。そこらあたりよくお考えいただきたいと思います。

これは一応、参考までに。

○町長（日高 昭彦君） 今、体育館の数などを御指摘いただきました。例えば川南町におきましては、中学校2つ小学校5つあるわけですが、その、それを体育館とみなすならば7つある、改善センターもある、大久保にもある。ものの考え方かもしれません。町立を設けないのも事実ですが、今あるものを有効に活用する側に体育館は使いたいと思っております。

○議員（米山 知子君） ありがとうございました。

○議長（山下 壽君） 次に、川上昇君に発言を許します。

○議員（川上 昇君） 川上昇でございます。質問通告書に従ってお伺いしますのでよろしくお願ひいたします。

まずは、町職員のコンプライアンスについて3点質問いたします。

公務員の事件、事故等については、その身分的立場から各種報道において優先的に取り扱われてしまいますが、全体の奉仕者であるがゆえに避けて通れぬ厳しさであると私は認識いたしております。

さて、新聞によりますと、3月には宮崎市内居住で40歳代の女性小学校教諭が無免許で車を運転中に携帯電話を使用したとして、道交法違反の疑いで警察に逮捕されました。その6日前に教諭は警察官から取り締まりを受けた際、うその名前と連絡先を告げて、現場から立ち去ったものの、車のナンバーから身元を割り出され、出頭した交番で偽物の免許証を提示、結局御用となったものであります。また、4月には鹿児島県鹿屋市居住の50歳代男性小学校教頭が都城市内のホテルで派遣型風俗店の20代女性に代金を支払う際、偽造した1万円札2枚をつかった疑いで逮捕されております。5月には御存じのとおり、福岡市職員による飲酒絡みの不祥事が相次いだことを受け、市長が全市職員に外出先での1カ月禁酒を要請する禁酒令を出しました。これについては、賛否両論の議論はあったようですが、市長の苦肉の策はさぞかし断腸の思いだったことは容易に察し得るところでございます。

さて、第1点目の質問として、直近の5カ年あるいは3カ年でも構いませんが、当川南町職員の事件、事故等について現状はいかがなものであったのか伺います。

次に、川南町の例規集を引いてみると、職員のコンプライアンスに関する規定なり要綱を定めたものが見当たりませんが存在しないのでしょうか。職員も生身の人間ですから、いつ何時どのようなことが起きるのかわかりません。つまり、管理的立場からすると予防や対応策として常にシミュレーションすることが必要不可欠であります。第5次川南町行政改革大綱の行動計画の中で、推進項目の一つ、職員の資質向上の推進という項目がありますが、第2点目の質問として町のコンプライアンス体制はどのようなものか伺います。

ひとたび物事が起こってからの対応は、だれでも何かしらすることは言うまでもありません。大事なことは、泥縄にならないよう日ごろから予防策とシミュレーションで未然に防ぐことであります。つまり、日々の危機管理がいかに重要かということであります。町長、第3点目の質問として危機管理に関する町長の考え方を伺います。

続いて、質問事項の2つ目、町の発行する広報紙への有料広告掲載について伺います。

川南町はもとより、地方公共団体は特別な団体を除いて、財政難にあえいでおります。そこで、財源確保の一つとして、町の広報誌に有料広告を掲載することについて質問いたします。

昭和33年に出された自治省の地方自治関係実例判決では、広報誌の広告料は私法上の問題で、広告掲載は差し支えない旨が示されているようです。つまり、行政広報誌に有料広告を掲載することは、法的に問題なく、その実行は各自治体の判断に任されております。自主財源の確保、地元商工業者の育成、振興、生活情報の提供などなど町の広報誌は原則として全戸配布を目的にしています。スポンサーにしてみれば、広報誌は全世帯に配布され、しかも内容的にも信頼度が高いメディア、露出になるわけですから、場合によっては最も要求されている媒体なのかもしれません。広告料は大きい額にはならないでしょうが、財源確保に取り組む姿勢を示すことにもなると思いますが、町長はいかがお考えか所信をお伺いいたします。

続いて、質問事項の3つ目、光ファイバー通信環境について伺います。

ただいまの米山知子議員の質問内容と完全に重複しますが、先の議会運営委員会をそのまま通過していますので、通告書のとおり質問いたします。

今さら言うまでもなく、近隣自治体では、その対応に着手されていることは、皆様御承知のとおりでございます。また、本件については2年前、平成22年9月の一般質問で先輩議員が町長の答弁を求めた経緯がございますが、当時町長は、ケーブルテレビについては検討したことはあるが、光ファイバーについては受信エリアの問題などで立ち消えになっている。多額の予算が必要ということで具体的な検討はしていない。いつかはやらないといけないとは思っているので、事業費や加入者などの絡みを含め、具体的検討をさせてもらいたい。と答弁されております。

日高町長、行政がどこまで介入したものか議論はあるでしょうが、この答弁内容を踏まえ、川南町における光通信環境の検討と見通しについて伺います。

以上、御答弁方よろしくお願ひいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの川上議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の町職員の事件、事故等の現状ということでございますが、過去3年間におきまして、10分の1の減俸処分が2名おります。業務の怠慢であります。あと、交通事故が昨年が3件、22年が1件、21年が1件と報告を受けております。また、細かいこと、足りない部分は後で説明しますが、コンプライアンスの存在はということでございますが、当然、非常に十分重要なことでありますので、体制づくりの取組みというのは、まず研修をしております。新規に採用した場合の研修、年数で区切る研修、3年目、4年目、7年目そういう形でやるのともう一つは、職務としての係長研修でありますとか、課長研修でありますとか、そういう職務について役職についての研修もやっております。

今年の2月に全職員を対象にコンプライアンス研修は実施いたしました。先ほど御指摘のありましたとおり、公僕の身のわれわれでございますから、やっぱりあってはならないことであると感じております。そのために十分いわゆる内部告発、そういう形の体制も取らしていただいているところでございます。

もしそういう事件が起きた場合にはどうするのかということでございますが、分限懲戒委員会というもの設けておりまして、町長、総務課長、総務課長補佐、総務係長それと団体から推薦を受けた2名、計6名で構成しております。

危機管理に関する考え方ということでございますが、先ほど2月に全員で研修を行ったということを含め、常に何かあってからという体制ではなく、議員御指摘どおり、常にそういう意識を持つ、もっと組織を作れるとか、職場を作れるとか、やはり、風通しの良い、そういう情報を共有しやすい組織を日々心がけていくべきだと思っております。フェイスブックの話だけが話題になって申し訳ございませんが、現在、町民に対する発信よりも、今、重要視しているのは職員間の情報の共有であります。外にはまだ見づらいでしょうけど、業務においてかなりの成果を上げております。当然そういう法的なもの、事も含めてあります。

次に、広告掲載についてということでございます。

現状といたしましては、当然広報誌については、規定をしておりませんので、今後早急に検討したいと思っております。現在やっておりますのは、ホームページによるバナー広告の募集。今ありますのは封筒について1社広告を掲載しております。議員が言われますとおり、金額が多いとか少ないではなく、町としてそういうことを有効に利用する、お願いすることが大事でありますし、これから屋外のドームであるとか、そういう例ええばスポーツランド構想のドームについても名前をつけていただくとか、そういう協賛事業を募集する、そういう事は今後とも考えていきたいと感じております。

最後に、光通信のことでございますが、先ほどの米山議員とダブって申し訳ありませんけ

ど、ケーブルテレビにつきましては、平成21年に検討させていただきまして、残念ながら、川南町と都農町がまだやっていないということで、補助事業、当時ありましたので、かなり直前まで検討させてもらったようでございますが、結論としてはそれを採択出来なかった。そして光については23年度に試算を検討いたしまして22億6,000万円だと聞いております。

以上です。

○議員（川上 昇君） ありがとうございます。

第5次川南町行政改革大綱行動計画の中で、危機管理体制の充実というのが出てきました。それから、先ほどちょっと私触れましたけども、職員の資質向上の推進この項目を見て安心したところでございました。後でまた、色々間接的な質問に応じて頂きたいと思いますが、先ほど町長から過去3年間の事件、事故の報告がありました。まあ予想していたよりかずいぶん少ないなと思ったところであります。交通違反関係が3件に1件1件。ずいぶん少ないなと思っておるところです。まあ交通違反に関しては、後程ちょっと聞きたいことがあります、私がちょっと気になりましたコンプライアンスの質問しましたのは、実はまあいろいろ世の中でよく出てきます、セクシュアルハラスメント、パワハラ、それからクレーム。その関係が気になったもんですから、もちろんそういった事件、事故がなければそれに越したことはないんですけども、そういった関係、クレームに関しては庁舎ですからもちろん窓口もありますし、一般の人も来るわけですから、一般人と言いましょうか、住民の方も来きますのでね。その辺のトラブル、辺りはなかったのか。そのクレームがあった場合にはどういう風に常々シミュレーションとられるのかお聞かせください。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、クレームに関しては日々起っています。それをどう対応しているかということですが、今まで、今後もそうですけど、文書で確実に回答しておりますし、私のところに報告を受けております。ただもう同じことを何べんも言いますが、現場のクレーム、あの、破損したとか、そういうのはフェイスブックに載って瞬時に入ってきますので、そういう点では全職員が共有できていると思っております。今後は、対応に対する町の取り組みとかそういうことに関しましては、口頭で聞いた上で文書として取り扱い、報告を受けております。あと、細かい事は総務課長に補足説明させます。

○総務課長（諸橋 司君） 川上議員の御質問にお答えいたします。

事件、事故の確認なんんですけど、平成21年度懲戒処分者数1名、交通事故1件、平成22年度懲戒処分者ゼロ、交通事故1件、それから平成23年度懲戒処分者数1人、交通事故3件。特に交通事故につきましては、交通違反は入っておりません。交通事故を起こしたり交通事故に遭ったりして、こちらが報告を受けてる件数でございます。以上です。

○議員（川上 昇君） 何れにしても交通事故、最近、地区、区長会辺りを通じまして川南、交通事故が多いということが流れておりますけれども、まあ、それにしても事故の件数はこういった1件1件3件ですが、違反がどれくらいあったのか聞きたいところもあったの

ですが、それはまた後でそれがらみの質問をいたします。

要するに組織は人づくりと、そしてあらかじめ申しておきますけれども、職員個人個人の誰か捕まえて責め立てようという気は一切ございません。むしろ職員を、やっぱり人づくりですからね、作って頂きたいなという気持ちがありますので、こういったことを質問させて頂いたところです。コンプライアンス体制づくりをですね、充実して頂きたいという気持ちから質問させて頂いていますので、あらかじめ弁明させてもらいます。

様々なケースがありまして、コンプライアンスはいわゆる法令違反とか反社会的なことがおきるというのは様々な事例があります。例えば、就業時間外であればアルバイトとか、就業中に社用のパソコンでネットトレードやっていないかとか。集金したお金を一時的に流用できるのかとか、役所のコピー機を私用に使うのはいいかとか、終業後はセクハラも容認されるかとかですね、上司が部下に暗黙裡に長時間労働を強いられるとか、叱咤激励とパワハラの違いですね、様々なことがあります。もうここでお話しするときりがありませんけれども、身近なところでそういういわゆるコンプライアンスに抵触するような事例が多々ある訳ですね。公務員の役所だからといってということはない。同じ人間ですから、いつ何時何が起きるかわからない。と先ほども言わせていただきましたけれども、そこを常々予防しなければならない。起きてからの対応、先ほど泥縄と言いましたが、泥棒を捕まえてそれからあわてて縄をなう用な事じや始まりません。あらかじめ体制づくりをやっていて、シミュレーションをやりながら、防災の話の中でもやっぱり訓練しなきやダメだよと、いざという時は役に立たない、という話なんですが、それと同じで、体制づくりを整え、そしてシミュレーションをやっていくと、クレームあればすぐ組織にのせて、それなりの課長で対応かどうかのか、副町長なのか町長で対応するのか、そういうのをちゃんとすみ分けしておくというのが大事だと思います。その辺りについて、先ほど分限関係の組織があるといわれますけれども、それは結果に対する話であって、予防に対する窓口、例えばセクハラでしたら男ばかりが委員というかチームメンバーという訳にはいかないと思います。一般的に女性の方がどちらかというと、いわゆる被害者になりがちな世の中なんですが、女性もやはりこのセクハラに関して言えば、男も女もそういったチームのメンバーでいなきやいけないということがいえるかと思うんですが、その予期するっていうか、その事件、事故、そういうのを予期して、チームを組んでいるというようなことはないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（山下　壽君）　しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時01分休憩

午前11時11分再開

○議長（山下　壽君）　会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○総務課長（諸橋　司君）　川上議員の御質問にお答えをいたします。

コンプライアンス違反を防止する体制づくりにつきましては、先ほど町長の答弁にもあり

ましたとおり、研修を実施をしております。昨年は平成23年度ですけど、階層別職員研修45名、それから能力開発向上研修72名が研修を受講しております。それから、今年の2月9、10の2日間なんんですけど、全職員を対象にコンプライアンス研修を実施をいたしております。あってはならないことですけど、問題が発生したとき窓口としましては、総務課の人事担当者が男女1名ずつおりますので、その職員が対応することとしております。

以上です。

○議員（川上 昇君） 何年何月何日にこういった研修を何名ほど受講しましたというのをわかりました。皆さんなっていればいいがなと願う次第であります。先ほどちょっと触れましたけど、コンプライアンス違反というのは、結局のところ社会人として慎まなければなければならないことは、脱法的行動や違反行動をとらないことなんですね。常々それを身に着けている職員ばかりでないといけない訳です。極端に言えば、脱法的行動は訴えられなければ構わない、捕まらなければ構わない、罰せられなければ構わないという行動なんですね。違法行動とは、見つからなければ構わないという行動なんですが、実践例を更にいくつか紹介しますと、上司の命令には常に従えばいいのか。同窓会名簿を営業用DMに利用していいか。友人に社員名簿なり職員名簿を渡していいか。今は名簿は本当に沢山ありますね。それから、退職後なら勤務先の機密情報を利用していいか。機密情報をUSBメモリーに保存して持ち出していいか、講演や取材の謝礼は職員個人の収入になるのか。職場で選挙活動するのはいいのか。業務上知り得た顧客情報、町民の情報を他言していいのか。警察が個人情報について照会があったときは教えていいか。同僚が軽い飲酒後、車を運転するというのはどうか。ビール一杯飲んだら運転しない、飲んだ人には運転させない。運転する人には飲ませないということができるかどうか、まあ、本人にとっては些細なこと、こっそりしたことが、刑法等に触れて、収監されるか罰金刑を科せられる事になるんですね。日ごろからコンプライアンスを意識し、誠実な行動をとることが結局求められる訳ですが、先ほど研修会を何名ほど行きましたという話がありましたが、日ごろから啓蒙をされているかどうか、そこが問題なんですね。だから、人間は特に私もこの年齢になってきますと、毎日聞かないと忘れることなんかも正直言ってあるような気がします。若くても毎日、毎日じやなくとも週に一回は聞かないといかんかなというようなこともあるんですが、町長あるいは各それぞれの課長さんが、自分とこの職員にこういった危機意識といいますかね、いわゆる意識向上の啓蒙をされているかどうか、この辺についてはいかがでしょうか。

○総務課長（諸橋 司君） 川上議員の御質問に再度お答えいたします。

職員に対する周知なんんですけど、昨年の10月に川南町職員の懲戒処分に関する指針、これを全職員にメールで配信をしております。この指針の中身につきましては、欠勤、遅刻から交通違反、酒気帯び運転、それからセクハラ関係、いろんな項目がございまして、処分の内容も具体的に書いてある指針でございます。これを昨年10月に職員全員にメールで配信をしております。それから年末には、職員に對しまして、綱紀粛正の文書をメールをいたしてお

ります。

以上です

○議員（川上 昇君） 先週の金曜日8日の宮日新聞に載っておりました。わいせつ行為や体罰有無、法令順守を自己点検ということで、教育長はもちろん御存知で少けど、県の教育委員会が県立学校長を集めて緊急の校長会を開いたという内容者もであります。飛田教育長は、約30分にわたって訓示し「結果的に不祥事が起きているのはこれまでの対策では不足、徹底できていなかったことで深く反省している。あらゆる知恵を出して、不祥事に取り組みたい」と、決意を述べられています。そういったことで、とにかく機会があれば、皆さん方にやっぱり意義を伝えるといいますかね。この大切さをよく解き明かすといいますか説明していくというのが大事だという風に思っているところです。危機管理については先ほどちょっと申し上げましたが、第5次川南町行政改革大綱の中で2つほど挙がっております。消防団の部の再編、内容はいろいろ書いております。それから防災計画の見直しということで書いてあるんですが、これを見ますと私が先ほどから言っております職員、あるいはその他の職員については触れてありません。それから職員の資質向上の推進ということで、職員の育成というのがあるんですが、むろん大事なことです。それから人事評価制度の導入ということで、これは昨年9月に私、一般質問でさせてもらいましたけれども、いよいよこれが動いてくる頃かなと思っているところですが、この他にはこの危機管理、さまざまな出来事が起きるわけですが、この危機管理についてはここに載せなかつたというだけなんでしょうか。テーブルの上に議論は上がってこなかつたのですか、この例えれば消防団とそれから防災計画以外については、いかがでしょう。

○副町長（山村 晴雄君） 川上議員の御質問にお答えしますけれども、危機管理対策の充実の中に行革の行動計画がございますけれども、この項目としては今言われたように、消防団の編成と、それから防災計画の見直しと、これだけしか上がっておりませんでした。

○議員（川上 昇君） はい、わかりました。いわゆる行政改革だということでの事だったのでしょうかそうだったのかなと思うのですが、それで十分なのかなという気がしてやみません、さて、それからちょっと私一回確認しようと思っていたのですが、先ほど冒頭で職員の懲戒処分、それから事故の話が出たんですが、職員は毎日多分、自家用車で通勤されているだらうと思います。それから庁舎にも20何台でしたか公用車がありますね。で会社が出勤日には運転していることは間違いないと思います。先ほど交通事故が1件、1件、3件という報告でしたが、違反については解らないということだったんですけど、例えは違反は2つか3つ重なつたら免許停止になりますが、そういったものも解らないということになりますね。それをそのまま鵜呑みにしますと、本人の免許証がひょっとしたら停止になっているかもわからないけど、車で通勤しているとか、公用車を運転しているかもしれないんですが、免許証の確認みたいなのはしているんですか、いかがでしょう。

○総務課長（諸橋 司君） ただ今の御質問の免許証確認なんんですけど、職員の免許証の

確認は致しておりません。

○議員（川上 昇君） 必要性がないんでしょうかね。あの、新聞でよくそれこそ公務員の方が厳しくそういう指導は降りてくるのではないか、あるいは町でこれはいかんと我々だけでも、川南町だけでもやっぱり免許証を確認していこうというようなこと、気運が上がってこないものなのか、びっくりしますけれどもね、ちょっと考えられない、免許証を確認していないというのは。先ほど、宮崎市の女性教諭が偽の免許証まで作ってそれを警察官に出し手結局捕まっていますけれども、そういうのがひょっとしたらあるかもしれませんわね、どうなんでしょう、あるかもしれませんよ。私の知っている県内の民間会社で、皆さん御存知かと思うんですが、SDカードというのがあるんですけども、あれは免許証の運転記録証明書というのを申請すれば、いくらでしたっけ、確か650円くらいで運転免許記録の証明書がくるんですね、過去3年とか過去5年とか何時いつなんの違反がありましたというのを、実は私が知っている民間会社では全員分とっています。毎年シーズンを決めて毎年とっているんですね。それにSDカードがついてきますので、古い人は20何年とかいますけれども、もちろんいつまでたっても免許証の一番…あれはシルバーカード…じゃないフリーンカードあたりの人もいるわけですね。当然交通違反をしたらその時にすぐ会社の方にいついつこういった違反で捕まったということをみんなの前で報告して、これは自己申告なんですが。その自己申告をしなければ、後で運転記録証明書取るから、皆の分取りますからばれるわけです。で、申告していなかったということでお咎めがある訳ですし、違反したらそういう事で申告して皆の前で注意喚起して自分は一週間例えばトイレ掃除だとか会社の正門で交通整理をするとかするんですけども、要するにそういうことをやりながら皆で気をつけましょうと。交通違反をやりました、それだけでも業務に支障が出るわけですね、ましてや、免許証停止したりなくなっていたりするととんでもない事になるのですが、そういった取り組みをやっている民間会社もあります、せめて、免許証の確認くらいはしないと、どんなことが起きるか、起きているかわからないですよ。それいかがでしょうか。

○総務課長（諸橋 司君） 川上議員のおっしゃることは十分わかりますので、そういう体制づくりを整備する方向で考えていきたいと思います。

○議員（川上 昇君） しつこく言ってもしょうがないんですが、いづれにしてもやはり運転免許証を通じてですね、やっぱり皆に自分の状況を、全てのプライベートなことは別なんですよ、業務に關係する事を皆に知らしめて皆で注意喚起すると、そして皆の職場を守ると、休みをつくらない。そういうことでね、そういうことが大事だなという風に思いますのでね。ぜひ前向きに検討して事故は未然に防ぐと、そして川南町の名を汚さないと、出ますよ、新聞に、何かあったらね。恰好がつかないですね、こういう事が新聞に出たら、免許証を確認しちょらんかったげなという話になりますよ。ぜひその辺りは前向きに取り組んでいただきたいという風に思います。それから、町の広報紙への有料広告掲載ということですが、実は先だって議会事務局から郵便が来ましたが、先ほど話出ましたけども、封筒は封

筒で有料広告だったんでしょう。町内の企業の広告が載っている封筒が使ってありました。非常にいいことだなと思ったんだですが、私がこの質問をしたのは実はその存在を知らなかつたもんですから、質問させてもらったことを弁明させてもらいますけれども、行政改革大綱の中でもありましたけれども、有料広告等の募集推進について雄いう事で、私、前から思っていたので、申すこそ早く質問すればよかったと思ったんですが、今回のこの時期に質問するとピンボケになったなど自分で思っておるところですが、ホームページのバナー広告だとかはもうこれはすでにやられている。それから、命名権のスポンサー募集、まあ、命名権というと大きい都市では施設はいろいろありますからね、いいのかもしれません。ただ川南町はそういう施設が今更造るあれかという気がするんですが、そういったのを通じて公用車への広告など、有料広告をするということでいろいろ結構だと思います。ただ、町の広報紙毎月ではありませんが、四半期ですかね、年に4回かな、基本的には全戸配布とかいう事で、スポンサーに名乗りを上げる企業にとっては非常に有効な露出ではないかという風に思うところです。ただ、広告については単純にお聞きしますが、いかが思いでしょうか。町長いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 広報誌の広告についてでございますが、非常に有効な手段だと思っておりますし、まだ詳しいことを要領を制定しておりません。現在においては広報誌に関しましては。当然取り組んでいくべき課題だと思ってます。

○議員（川上 昇君） 直接私が出かけて行って調べたわけじゃないんですが、インターネットで調べたんですけど、秋田県に鹿角市というのがあるんですね。この間クマ牧場で熊が雪を登って檻から出て、女性2人が被害にあってますが、犠牲になってますけど、あのところですね。十和田八幡平の国立公園の山側の市です。それこそ比内鶴で騒がれた隣の市なんですが、そこのホームページにトップページからバナーがずらりと並んでいます。民間の林檎園とかいろいろ並んでいます。ここはまあ金額を調べれば、特に町の広報誌についてはヒントになるような金額が載っているんですが、金額は思うように入らないにしても、それにも少くとも印刷代くらいは貰えるんじやないかという風に思います。あくまでも地元企業の育成とか、いろいろなお知らせ、住民に対するお知らせがそれぞれ企業の皆さんからあるでしょうからね、そういったのを広報誌を通じて載せるということで大いに結構じゃないかと思っているところです。もっと早くに質問すればよかったかなと思っているところではあるんですけども、とにかく地元の会社や店をPRするんだということで、ホームページもあわせて、この広報紙にもぜひ取り組んでいただきたいなと思うところであります。店にしてみれば例えば知名度を上げたいだとか、商品には自信があるんだけどもっと売り上げを伸ばしたいだとかいろいろあるでしょうから、ぜひ公告に取り組んでいただきたいなと。それから、期限を限ったセールをするんだとか、新しいサービスを始めましたとかいう事が出るんじゃないかなと思いますね。ホームページもさることながら、ホームページはやっぱりインターネットをやってパソコンに向き合う人じやないとなかなか情報が伝わりませんけれども

ども、情報誌についてはお茶の間で老若男女目にすることができますんで、ぜひそちらの媒体の方が親しみがわくかなという気がしてるんですけども、そこをぜひお願ひしたいなという風に思います。もうすでに封筒は始まってますのでね。そして行動計画にもありますから、私がすでに言うほども事でもないでしょう、そう思っておりませんで申し上げたところであります。

それから3つ目の質問ですが、光通信の関係については、先ほど米山議員が質問されましたし、私も考えてみれば同じことを言っていました。壇上ですね、前町長がぜひ取り組みたいとおっしゃっていたのでそのことを言いたいと思っていましたところです。ただ、度々こういった光通信の要望が出てくるということは、やはり何かそれだけのニーズがあるからということは、ぜひご理解いただきたいなと。そして無線がどうとかいう話なんですが、情報量の問題もあるでしょうから、ほっとけばいざれば光通信網がはびこるんだというようなことかもしれません、ほっときやならんというのが実は現状ですね。新富はやり始めるよ、木城はやってるよ、高鍋は町の中通ってるよ。まあ都農はともかく川南も様々に取り組んでいくべきかなと思います。まあセキュリティの関係もあるでしょうけども、まあ要するに金を使えよ、ということが言いたいわけじゃないんですよね、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、頭を使って、知恵を出して、何か取り組む策はないかなということでお願いします。平成23年度の試算では確かに23億円と先ほど聞かせて頂きましたけれども、先制パンチを食らわされたような気がして、ちょっと質問しずらいなと思ったんですけども、しかし町民の生活を考えると、それから企業のやっぱり情報の交換だとかいろんなことを考えるとき、ぜひ取り組んでいただきたいなと思うところです。回答については先ほど米山議員の所で回答されてますので結構です。一方的にしゃべってしまいましたが、時間ももうそこそこ無くなってしまったので以上でコンプライアンスの、改めて申し上げますが、体制づくり、それから免許証の確認、この辺をぜひお願ひを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山下 壽君） 次に、内藤逸子君の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告に基づいて3点について質問いたします。

第1点は、フェイスブックについてです。川南町では、町民とのコミュニケーションの活性化を目的として、フェイスブックを活用した情報発信を4月から行っております。町職員全員のフェイスブックアカウントを取得し、一人一人が町の広告塔として情報発信をして情報発信をして行政の説明責任を果たしたいと考えることです。

グローバルなコミュニティーで世界9億人が登録している、株式上場など話題性としては十分な効果を感じる半面、目的に対してのフェイスブックというツールの選択肢、活用方法については疑問も感じます。

町民の間では、①コンピュータ遊びをしている場合か。②口蹄疫からの復興や災害時の避難計画など直接対話する機会を優先して設けてほしい。③フェイスブックによる個人情報よ

りもホームページの調製及びサービス内容の情報を充実してほしいなどの声が聞こえ、住民サービスとしての優先度の誤り、住民理解が見込めない計画準備不足の町政の可能性はないでしょうか、伺います。

質問の第2点は、学童保育の拡充についてです。

本町では、放課後児童健全育成事業として、2カ所の児童クラブ、通称学童保育を設置しています。平成10年通浜児童館の改築の際、改築の基準でもあった学童保育の施設を設け、実施要綱も制定されました。

実施要綱は、単に、通浜また通山に限らず町内全域を対象として、昼間、留守家族の学童に対し、放課後の健全な育成を図るというものです。川南小区を初め町内の各小学校区に実施するよう議会でも提案し、平成14年ようやく川南小区に設置されました。さらに各小学校区への実施、川南小区の増設の課題、設置基準の整備など必要に迫られていると思います。現在の実施状況と学童保育の充実についての町長の認識をお聞きしたいと思います。

質問の第3点は、町立保育所の廃止計画と山本小学校校庭への私立保育園設置案の見直しについてです。本町は、山本、記念館、野田原保育所を廃止して新たに定員120人規模の私立保育園を誘致する計画です。その設置場所を山本小学校校庭としており、既に事業者の選定を行っています。地域の保育所を失う面でも学校教育環境を損なう面でも町民には納得できません。

第1に、山本や唐瀬原、野田原地域の保育所存続の希望と町の保育政策の課題です。送迎の利便だけでなく、子育ての地域センターとして子供の育ちのために父母と保育士の学習、交流の場をなくしてよいかです。

第2に、山本小の校庭への私立保育園の設置計画にどんな理由、目的があるのかです。3つの町立保育所を1カ所に統合する場所の選定に当たって、どんな視点で決めていたのか、候補地が何カ所あったのか、最初から山本小校庭ありきではなかったのかです。

第3に、学校生活や運動場の機能を損なうことなく円滑な保育事業が行えるかです。昨年6月議会全員協議会で示された資料の図面では、教室棟と運動場の中間に位置するテニスコートを中心に2,000平方メートル余の園舎と駐車場部分を表示しています。これは、教室の授業や生徒の自主活動の場、さらには運動場への影響は避けられません。学校への影響を極力避けたいとするなら、学校敷地内での保育事業は無理ではありませんか。

第4に、計画の見直しについてです。3月21日選定委員会は、参入業者を決定しています。しかし学校敷地内の場所、面積は特定していないと議会全協で説明しています。提供用地の選定と取得は町の責任でなされるのですが、あくまで山本小校庭に固執されますか。民営化については、地域保育所の存続を基本に検討され、今日の子育て新システムの行方を見守り、誤りのない保育政策が求められます。

以上、質問いたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの内藤議員の質問にお答えいたします。

3つほどあったと思います。フェイスブックについて、学童保育について、それから山本の保育についてということでございますが、教育長と重なる部分もございますので、足らない分は教育長の方で答えて頂きます。

まずフェイスブックについてでございますが、全員取得から1ヶ月ちょっとになります、議員の質問のように、それはコンピュータ遊びではないかという質問があったかと思いますが、全職員にコンピュータが配置されて9年目を迎えます。9年たったと思っております。当初やはりコンピュータに慣れてない職員もおりましたし思いましたし、当時としてここまでしなくていいかという意見もあったのは事実だと思いますが、現状において仕事の効率化、それを含めて、今この機械なしでは非常にあり得ない状況もふまえております。フェイスブックについて確かに画面を見るのは一緒かもしれませんし、細かいチェックはできませんが、それも含めて私は町民への国民へのPR活動になっているかと思っております。現状といたしましては、発信よりも職員間の情報の共有化、仕事の効率化という面ではすばらしい成果を上げておりますし、これがまだ始めたばかりでありますので、これからも可能性に関しては無限大であると信じております。ただし、そこはしっかりと枠を決めていかないと見えない部分でありますので、それを見るような体制づくりは必要だと思っております。

デメリットはないのかということでございますが、これは、フェイスブックに限らずそういうインターネット、そういうツールである以上は個人情報の漏えいがありますとか、そういう個人の誹謗中傷、そういう可能性がゼロではないと思っております。その中のフェイスブックでありますし、できない部分欠点の部分はその都度見直したいと思っております。それはそのツールがフェイスブックだけであるとは感じおりませんし、今後新しいものが出でくれば、より行政に有効なものがでくればまたそこは検討するということでございます。

結論から言うと、今、始まったばかりでありますし、私の感じる部分においては、スピーディーさ、そして総合構成という面においてはすばらしい機能を発揮していると思っております。

学童保育に関してでございます。現在は、川南小学校のほうでやっていただいておりますし、過去においては他の小学校でもやってほしいという意見があり、調査した事実も聞いております。ただ、その時には人数的に少數であったということにおいて現状は川南小学校、それと通山児童館ということになっております。

今後につきましては、やはりそういう要望があるのは実際ありますから、しっかりと把握しながらこれから検討を考えていきたいと思っております。

最後に、山本保育所の件でございます。これに関しては、議会のほうでも何度も答弁をさせていただいているところでございます。繰り返しになる部分は十分あります。まず、住民の山本小区内の存続についてということでございます。今の施設を残していただきたいという声があるのも十分聞いておりますが、これも行政改革の一環として進めていただきましたし、当然議会にもお諮りさせていただきました。これは単なる民営化ではなく、やはり地域

の拠点としての幼稚園と保育園と小学校を一致する、一つの町で存在させるというこれから地域の核としていきる一大プロジェクトだと感じております。これは、先進的な事例になり得ると思っておりますので、これからもいろんな形で地域の住民の皆様、そして議員の皆様と御相談しながら進めていきたいと感じております。

学校の運動場を利用するのにいろんな面で不備はないのか、損なうものはないのかという御指摘もございますが、損なうとか伴わないという角度ではなく、これから将来の、福祉をどうするのか、今後どうするのか、模範的な事案として取り組むつもりであります。例えば小学校に対する授業の妨害、妨害といいますか、騒音とかいう問題があるやにも今質問であります、全国の例をみてまして、そういう混住化、例えば保育園と高齢者の施設が一緒にあるとか、そういう事におきましては不備は聞いておりませんし、かなりいい方向に進んでいるというふうに聞いております。やはりそういう地域の中で、人との中で暮らしていくことが十分必要なことだと感じております。

最後になりますけれども、保育の政策というのは、やはり常にずっとこのまま皆さんと相談しながら計画をつくっていくわけですから、ある一方向ではなく大きなプランとして今後もつくっていきたいと思ってます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） まずはフェイスブックについての町長の印象について、再度確認したいと思います。動機、メリット、デメリット、最終目標、町民の反応などをお伺いします。

○町長（日高 昭彦君） 現在の反応でございますが、確かに高齢の方々、余りパソコンとかそういう端末操作してない方については、そんなに反応はないと思いますが、今、非常に進んでおりますのはP T Aであるとか消防団であるとか、若者の基本的にはそういうタブレットといいますか、アイコンっていいますね、スマートフォン、ああいうのを使ってくれておりますので、広がりは本当にすごいことがございます。デメリット、メリットいろいろあると思いますが、最終的に何を目指すのか、これから地域づくりにおいて、やはり住民参加というのは住民参加と情報公開はこれは外してはならないことだと信じております。住民参加の一つの形がそういうインターネット、フェイスブックでの参加もあり得ると思っております。今までのよう一元的に人があそこに集まるとか、直接向かい合うことの大しさも十分わかっているのですが、今は時代とともに新しい参加の形もあると信じております。

○議員（内藤 逸子君） フェイスブックは個人主張の場であり、住民への報告義務といった堅苦しいものではなく、職員一人一人の人となりを明かすことにより住民の信頼獲得、コミュニケーションの活性化を目指すものと理解しますが、誤りはありますか。住民への説明責任という目標とは異なるかと思います。町長いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 私もかなり詳しいわけではなく、ごくごく素人の私ですが、まず我々が考えるべきことは個人のページと公のページがあくまでもフェイスブックだと思

っておりますし、現在役場のホームページと肩並べてフェイスブックページも設けております。つまり、各課ごとにグループを組んでおりますので、公に出す分はそちらから検討委員会を経て出ております。現在1日2つという限定で、まあ緊急の場合は3つまで、4つまで有り得ることかと思います。今情報は2つということで流しております。

個人のこんなイベントありました、こんな会議に出ましたということに関しましては、現状のところ職員も温度差がありますので、そこまで制限せずに今はやっております。しかし、これが問題もし発生する、これはまずいんじゃないかということは常に検討して進んでいるところでございます。

○議員（内藤 逸子君） 全職員による情報配信には魅力も感じますが、費用対効果については疑問を感じます。コストゼロのうたい文句ですが、①情報の発信件数②発信情報の企画時間③データ入力④情報の検索時間など作業時間の目標値はいくらぐらいと試算していますか。実績はいくらでしょうか。全職員が実施することにより延べ時間はそれなりのコストかと感じます。総数、平均、また全職員が発信できているのかを伺いたいと思います。

先日、とある職員がフェイスブックへの入力作業用にスマートフォンを購入したとの話を伺いました。職員の金銭的、精神的負担、作業時間による従来業務への影響はどの程度を試算していますか、あわせて伺います。

○町長（日高 昭彦君） 0予算事業について、どのぐらい時間かかるのか、試算してるのであることでございますが、細かい試算については現状調べておりません。何が0予算なのかという、まあこれは一つのうたい文句かもしれません、フェイスブックに関しましては登録するのに料金がかからない、無料であると、それはそれで0であると信じておりますが、ただし、その個人で買いますスマートホン、それに関するデータを受信した場合、データというかメールですか、そういうのは使い放題というプランに入らない限りかなり高額な料金になると思います。しかしそれは、もう既に携帯を持っている職員でございますので、自分がそこに負担を感じるのであればそこを強要しているつもりはございませんし、仕事でお願いしているのは自分のパソコンからであります。まあそこら辺は今後の検討は十分必要だと思いますが、今時代が何を求めているか、いちいちスマートフォンに関して、そこまでは要求していないと思いますし、それは個人で判断できることだと思ってます。

○議員（内藤 逸子君） フェイスブックによる情報配信は、いかに全職員が配信できるかが重要かと思いますが、全職員のフェイスブックへの理解とスキルは十分でしょうか。職員により情報発信件数や内容の偏りが生じることが推測されますが、その差の大きさが心配されます。中には全く配信しない方、ゴーストライターに任せる方もいらっしゃるのではないかでしょうか。一定品質の確保は難しいと思いますが、職員のフェイスブックによる情報配信への理解向上に対する教育などはありますか。また、職員の勤務評定に影響することはありませんか。お伺いします。

○町長（日高 昭彦君） 現在、全職員がアカウントを取得しておりますが、当然理解、ス

キルに差があるのは当然のことです。温度差があります。現在において週に2回研修しております。これは今後、今、非常にこう、今考えれば大変なことかもしれません、9年前にパソコンが入って今どうであるかということを想定すれば、これから非常に有効な手段であると思いますし、常に危機管理、先ほど質問もありましたけど、それは両面持ち合わせておりますので、偏らずに多方面からの検討は今後していくべきだと思います。

○議員（内藤 逸子君） フェイスブックによる情報配信の対象者についてお伺いします。大まかに言えば世界9億人が対象となるかと思います。では、川南町民は何人が対象となるのですか。目標と実績、現在の即サービスを受ける人数をお尋ねします。

情報の受信環境と住民の理解の影響を考慮した上で目標値が設定されているのでしょうか。パソコンのない者、あってもインターネット環境を持たない者、そもそもパソコンを利用した情報受信環境を求める者、高齢者が多い川南町での住民の理解、協力は困難を想像します。また、環境を整えたり、教育を受ける住民側のコストはどのようにお考えでしょうか、伺います。

○町長（日高 昭彦君） 難しい質問がいっぱい出てきましたが、まず、世界で9億人、日本で1,000万人以上と言われております。じゃあちなみに何件かと今数字を私は持っておりますが、若者がかなりの数で興味を持っておりますし、日々増えていくのは事実であります。しかし、この先に一番見たいのは、行政として一番見るべきなのは、やはり高齢者の方々が困ったとき、買い物もそうですけど、今、健康保険の取り組みの中では本当に弱者と呼ばれる高齢者の方々、そういう介護の支援台帳も今回整備いたしましたので、そういうこと、災害においての個人のハードも含めまして、これから先見えるのは、高齢者の方々にどう対応していくか、ひとり暮らしの方々を含め。そのためには、これは民間に頼るしかございませんけど、新しいより簡単な機器も出てくると聞いております。そういうことを含めて若者は1人で広がってくれますが、一番必要な方にどう広げるかをこれから取り組んでいきたいと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 具体的な利用開始方法を伺います。私はフェイスブックで情報を取得できると言われても自宅のパソコンでどのように操作したらよいのかわかりませんでした。先ほど質問した、即サービスを受ける人数は、私のように環境はあっても理解がない者の人数は除外されますか。またそういった者への対策はどのように考えておりますか。そういう環境整備がなければ、利用者の増加も望めない半面、コストも心配です。

今の回答では高齢者は対象としてその方々をどう対処するのかということを考えていくと言われましたが、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 何度も申しますけど、1カ月余りでここまで、私としてはここまで普及するとは思えませんでした。ということは想像以上に普及しつつあると思っております。しかし、多くの町民に普及するまでにはそれはまだまだ時間がかかると思いますし、どのぐらいかかるのか、何人までいくのかという数字は私にもまだ想像ができません。しかし

必ずやこういうことが日々起こり得るんであろう、そういう世界が来るであろうっていうのは想像しておりますし、町民の皆様、住民、職員も含めてですが、いろんな形での研修なりは必要だと思ってます。議員の中でも4名の方がそういう資格を取っていただいていると理解しております。

○議員（内藤 逸子君） サービスを受ける住民にコストとは別にリスクはないでしょうか。インターネット社会には情報漏えい、詐欺、違法請求などの話題が絶えませんが、こういったリスクから住民を守ることも必要かと思いますが、いかがでしょうか。フェイスブックは、利用する側も基本実名で登録する必要があります。フェイスブック以外のツールの検討結果もお伺いします。いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） リスクという面におきましては、今言われたようにフェイスブックだけの問題ではなく、こういうインターネット社会である以上、かならず存在することであると考えております。じゃあどう手を打つか。なかなか個人として、すべて対応できませんけど、社会全体として、町全体として、役場職員全体としてその都度対応していくべきだと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 最後にフェイスブックによる住民サービスの効果は、いつどのような項目で評価され、いつ報告されますか、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 一番大事なことだと思いますが、現時点においては、まだその場で想像できません。

○議長（山下 壽君） しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（内藤 逸子君） 第2点、学童保育について。学童保育事業の拡充についてお聞きます。

学童保育は、放課後家に帰ってもお父さんお母さんが勤めや営業で、だれもいない子供たちにもう一つの帰る場所をつくって、勉強や遊びなど友達や指導員と一緒に過ごせる場所なのです。原則として3年生以下留守家庭児童を対象にしています。小学生全学年を対象にしているところもあります。必要な留守家庭の状況は把握していますか。お尋ねします。

○教育総務課長（吉田 喜久吉君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

町内児童の留守家庭の状況ということでございますが、割合でお答えしたいと思います。川南小学校ですが46%の家庭が留守家庭ということでございます。それから通山小学校が36%、それから東小学校が60%、多賀小学校では19%、山本小学校が29%ということとなっております。全体として42%が留守家庭という状況です。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 結構多いと思います。では、設置基準はどうなっていますか。お伺いします。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの内藤議員の質問にお答えします。

この案件につきましては、本町の放課後児童健全育成事業等実施要綱というものが設置されております。これに沿った形で運営をしていくということになります。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 学童保育に町はどれだけ真剣に取り組んでいるのでしょうか。実態を御存じでしょうか。特に、利用者の多い中央児童クラブの実情、指導員の処遇についてお聞きします。いかがですか。

○議長（山下 壽君） 内藤議員、もう一度質問の趣旨を。

○議員（内藤 逸子君） はい。実態はどのようでしょうか。特に、利用者の多い中央児童クラブや川南小学校の実情、指導員の処遇についてお聞きします。いかがですか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの内藤議員の質問にお答えいたします。

川南小の中央児童クラブがございます。利用者、申込者数は72名ほどございます。現在、利用者が通常時は45から50名、土曜日が10から15名程度でございます。また職員の配置につきましては、時間中、時給町のパート給与規定によりますと770円で、中央児童クラブにつきましては現状3名の体制を取っているということでございます。

○議員（内藤 逸子君） 本町の現状は今言わたったとおり、川南中央児童クラブは登録人員が72人、平均利用者数は45人から50人です。通浜児童クラブが登録人員が24人で、平均利用者数は10人から15人と聞いております。通浜の場合、児童館の設置基準に基づいて46平方メートルあり、1人当たりの標準2.3平方メートルより余裕があります。

しかし、中央クラブは、利用者が平均50人近いのに40平方メートル弱、1人当たり豊半分もありません。かばんを置く棚も狭く積まれた状況です。もちろん、部屋の中だけで過ごしているわけではありませんが、全国連絡会が国に要望している運営基準では、最低2平方メートルほしいとしています。施設拡張か複数施設にするか、対応が迫られていると思います。町長いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、そういう要望が出ているのは聞いておりますし、私の聞いているところにおきましては、設置基準につきましては、適切な設備と記憶されているようでございますし、平米数は明記されないと理解しております。まあ、要望がある以上、町としても今後取り組むべき、必要性が出てきた場合には検討してまいりたいと思います。

○議員（内藤 逸子君） 児童クラブをご覧になったことはありますか。

○町長（日高 昭彦君） 見たことはあります。

○議員（内藤 逸子君） 次に、各小学校区への増設の課題です。

母親の就労保障、最近の子供をねらった犯罪などを考慮するとともに、川南、通山校区以

外の実施を強く求めたいと思います。さらに指導員の配置と処遇も重要だと思います。専門的な調整が求められること、父母の就労を助ける仕事であり、若い指導員が継続できる仕事として労働条件の保障も大事だと思います。働く母親を働く世代を助けるためにも急いでほしい課題です。積極的な取り組みを要求し、答弁を求め次に移ります。

○町長（日高 昭彦君） 只今の質問及び要望でございますが、御指摘のとおり、現在もいろんな犯罪、若しくは親御さんの働く環境を確保するということに関しましても、子ども保育は非常に重要な認識しています。

今後、ほかの小学校でも取り組んでほしいというようございますが、まず七転八倒するいろんな改革をする必要があると思いますが、指導員の配置も含めてこれから検討課題だと思っています。

○議員（内藤 逸子君） 第3点の保育所問題です。

山本、記念館、野田原の廃止計画が町の行政改革方針と住民説明を経てきたと繰り返し説明しています。経費削減、効率化が先行し、児童福祉や地域活性化は見送りでした。山本小区、川南校区の東西2カ所の保育所の存在はどうして行政改革の対象となるのか。私立が安上がりとするなら、十文字や東保育所のように単独の民営化の道もあります。統合ならどこに決めるかの根拠があるはずです。経過と町長の考え方を示してください。

○町長（日高 昭彦君） この保育所の問題に関しましては、既に何度も議会で答弁させていただいているので、かなり重複すると思います。これは、単独で決めたことではございません。議会の方々へも相談させていただきましたし、効率化のみのイベントだけではなく今後の新しいモデルとなるプロジェクトだと思われています。

○議員（内藤 逸子君） 保育所や学校給食調理場が真っ先に行革の対象になったのは、技能職、行政には技能職は不要で、公務労働としての処遇は必要ないとの考え方、子供を託す親も子供の発達を担う保育士も同格なのにそれを否定するのが行革の論理です。町立の正職員は約4割。6割の保育士が低賃金のもとで働いています。民営ならさらに安くて済むというのでしょうか。町長いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、技能労働者を不要とするか、そういうことではございません。今我々に求められているのは、役場、公務員が公務員として出来る仕事を求められております。民間でできることは民間の方にお願いする。それは職を否定することでもなく、新しいそういう職を確保すること、そういう地域社会をつくることだと思います。

○議員（内藤 逸子君） 公務の保育士との格差を少しでも縮めるために、民間施設給与等改善費の制度を設け、町も一定の負担をして効率との格差を正を図っています。であるのに、安いほどよいと行革を競い合っているのが現状です。その行きつく先が賃利を保障する今回の子育て新システムですか。町長いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 金額に関しまして、安いほど賃金が安ければいいという問題では

ないと思いますし、この新システムに関しましては、国で協議されていることであります、一地方自治体が判断できるものではないと考えています。

○議員（内藤 逸子君） 廃止しようとしている3カ所ともに重要な地域、どこも残して老朽化に対しては耐震補強など当面の重点策など対応すればよいではないですか。川南小校区で2カ所をなくす計画ですが、現在市街地部分の中央保育所、北部に記念館、西部に野田原保育所を保有し、4月1日現在、それぞれ118人、37人、72人の定数前後の入所状況です。まさに適切な保育所の配置ではありませんか。こうした地域の保育所を廃園にした上、その子供たちをどうして山本方面に通園させるのですか。町長、痛みを感じませんか。いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） この問題は、山本地域だけの問題ではございません。川南町再生するにあたり、まず、山本地区そして本町の再生、まず学校を持っておりますので、なるだけそういう地区の活性化は今後とも引き続きやるべきだと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 記念館の通園範囲は川南小区の東北部、平下方面や国道10号線沿いにまでおよびます。もし統合されれば、通園の負担のため、保育所を変えたいとの声も出ています。野田原保育所父母の会は、地域保育所がなくなれば送迎が心配、小学校区内で保育所に通わせたい。子育てしやすい町にしてほしいと、町長への要望書に込めています。どうしてまともに受けとめようとしないのですか。お尋ねします。

○町長（日高 昭彦君） 要望書に関しましては、十分にこちらで対応していただいておりますし、現在の車社会におきまして、野田原とか平下とか、そういう地理的なこと、数分の距離を非常に不安に思っている親御さんは、私の距離ではそんなに遠くはないと思っております。要望書が出ているのは事実でありますが、その人数の割合、そういうことに関しましても、今まで地元でも説明会をやらせていただいておりますし、私の方には公正な判断をしておると聞いております。

○議員（内藤 逸子君） 父母の会の回答の中で、野田原保育所から山本まで4分しかからないと、形式的な回答をしています。記念館や野田原地域の保育の場を失うことに何ら痛みも反省も示さないことを残念に思います。では、山本小学校校庭への誘致にどんな利点があるのでしょうか。まず場所についてお聞きします。

表示している図面では、教室棟と運動場の中間に位置するテニスコートを中心に生徒の花壇や実習園、運動場の野球バックネットにまで及んでいます。議会全員協議会では、一夜面積は特定していない、屋外遊戯場はない、また、業者も現地を見て運動場北側スタンドを超えない位置と担当課長に伝えていました。間違いはないですか。お答え願います。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。

勉強会のほうで説明させていただきましたけれども、説明した時に説明をしたとおりでございます。当初は、今年度の中央保育所の図面を張り合わせて大体この位置にということでお話をしたところですけども、その後の児童予定者との対応であるとか、我々の考え方を含

めて、今言われましたようなグラウンドに入り込むとかそういうことはないということを勉強会でもお答えしたつもりでございますし、こういった事についてはまた山本地区の協議する場所を一応設定してもらっていますので、こういう場を借りてその制度を説明していきたいと思っていますし、それは一回きりではなく続けて協議をされてお互い認め合っていただいて事を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 議会で示された図面は野球のバックネットのところまで及んでいますよ。山本小校庭への保育園用地の場所、面積を決めるのは町の責任だと思います。学校生活や地域にも開かれた運動場への影響を極力避けるなら、設置場所はごく限られます。今、表示されている図面でも、教室を目前にして保育活動ができるのか。屋外遊戯場もない保育所の安全性の疑問もあります。3つの保育所を1つに統合する場所について、どんな視点と見通しで決めたのかお聞きします。お答え願います。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 私のほうから、ただいまの内藤議員の御質問にお答えします。設置の中身についてでございますけれども、一応、屋内遊戯場は考えておりますし、そのスケールにつきましても、その学校と今言いました施設との間で設置可能であるというふうに考えて、今後提案をするつもりでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 町議会全員協議会への説明資料には、3保育所統合予定地として、山本小学校付近として、その理由として一つは小学校グラウンドが利用できる。放課後児童クラブが交流できる。二つには、用地買収が可能な場所。農振除外申請がしやすいところとしています。初めから山本小校庭ありきではありませんか。小学校グラウンド利用とはどんなことか。屋外遊戯場の囲い込みはあると言いますけど、狭いのではないでしょうか。運動場を自由に使えるということかどうか説明してください。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 今の内藤議員の質問にお答えします。

ただいまのようなことについて、山本地区の学校関係者、地区の関係者あたりと、今後、協議を重ねていってご理解を得ていくつもりでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 放課後児童クラブを考慮した場所とはどんなことか。児童クラブ、つまり学童保育は、前の質問で触れましたが、昼間留守家庭の小学生がお家へ帰る前にもう一つの帰る場所です、そこには指導員もいて、父母が迎えに来るまで宿題をしたり友達と過ごす場所です。この生徒たちこそ、小学校の近くや空き教室などを確保してあげるのが、学校にとって優先課題のはずです。こんな理由にもならないことを挙げて、初めから学校敷地が想定されています。山本小校庭以外にどこを検討されたのですか。お尋ねします。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） これにつきましては、平成23年度以前に、山本地区の二、三カ所及び川南病院の近くあたりが検討されたように聞いております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 山本小学校校庭以外に3地域の皆さんが同意してもらえる場所、大規模保育園にふさわしい場所について、候補地も取得の努力もしていないと思います。小学校校庭なら、農業振興地域除外の申請も許可も要らない。まさに山本小校庭ありきです。理念なき町立保育所放棄ではありませんか。学校教育の影響がなく、譲渡できる場所と面積を明確に示してください。それと、山本小学校に対してはどのような説明会をされているのか。学校側の意見はないのかお尋ねします。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 理念につきましては、先ほど町長のほうから述べたと解釈しております。学校のほうの説明ということでございます。あわせて校長先生が変わられまして、以前の校長、また現在の校長にもお話をいたしまして御理解と合わせて教育委員会へのほうにも隨時この流れを説明しているところでございます。学校のほうからも、先生方に説明会を先だって行っていただいたということを伺っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 一方的な説明だけに終わっているんでしょうか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの内藤議員の御質問でございますけれども、当然、会談を申し込んでおりますので、一方的ではありません。こちらから、こうこうですというような説明させていただきまして、学校の方の考え方もある程度は伺ったところで、先生の意見としても斬新な発想であるけれども今後の教育として考えるべき題材だという回答をいただいているところでございます。面積等、先ほど申し上げましたように確定をしておりませんのでここでお答えはできません。 以上です。

○議員（内藤 逸子君） 学校側との話し合いというのをもっと密にしていただきたいと思います。学校の中に他の施設ができるということは、大変、今までの環境と変わってくると思うんですよね、それを校長先生が変わって、校長先生との話し合いはあったと言われますけど、学校の意見というものをもっと聞いてほしいと思いますけど、町有地であるから自由に使えるというだけでは、私は済まないのではないかと思いますんで、学校も、校長先生だけの意見じゃなく、教育を預かる学校の先生たちの意見は聞かれないんでしょうか。お尋ねします。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 内藤議員の今の意見にお答えします。先ほども申し上げましたけども、近々山本小学校の方のネットワーク会議ということで、先生方も当然入りまし、地区の住民の方々、また保護者の方、学校の保護者の方、保育所の保護者の方もそのメンバーに入っておられますので、その辺で意見を収集したいと思いますし、これにつきましては、先ほども言いましたけども、1回で終わらせる事なく、意見を収集して、意見を出し合いながらより良いものを作っていく方向で考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） スポーツ少年団や地域にも開かれた運動場についてです。

3月議会で、運動場が生徒はもちろんスポーツ少年団や地域のスポーツ活動の重要な場所との私の質問に、町長は山本地区の文化スポーツ活動は十分承知していると答弁されました。スポーツ少年団の活動のほか、ソフトボール愛好会もつい先日、運動場の南北両面を使った大会もされています。北側のスタンドは観覧席でもあり、チームのベンチ役でもあります。バックネットの移動など機能減退はしないと約束できますか。お答え願います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、これからつくるべきそういう保育園に関して、利便性だけを求めているわけではございませんので、やはりそれは今、議員のほうからも申し出がありましたけど、地域性。それから地域に残る教育、文化、そして当然保育、福祉まで含めた総合的なビジョンに基づいたプランであります。

○議員（内藤 逸子君） 運動場のバックネットの移動、あれはないのでしょうか。もう一度確認します。

○町長（日高 昭彦君） バックネット単なる一つのことをとらえるんではなく、トータルとして考えていきたいと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 運動場の機能減退はないと答弁はされません。明確な答弁ではありません。山本小校庭が運動場の利用できるとか、用地買収が可能などと安易な計画であることを指摘してきました。教室棟や運動場への影響を極力避けるなら、設置場所はごく限られるのは明らかです。廃止されるそれぞれの保育所、面積にも及びません。学校生活にとっても保育所運営にとっても山本小校庭設置案は、最悪の計画ではないでしょうか。3保育所廃止計画の見直し、山本小校庭設置案の撤回を要求し、答弁を終わりたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 何度も答弁させていただいておりますが、これは今までの経緯を含めて出した結論でございますし、山本小学校の校庭の機能が低下するそういうことだけではなく、もっと多様性を考えいろいろな形のこれから活用があると思っております。山本小学校への移転が最悪であるとは思っておりませんし、我々としては一番いいプランだと思います。

○議員（内藤 逸子君） 子育ては皆の手でしなくてはなりません。これまでいろいろ話し合って決めたと言われますが、川南町民全体が理解してこれが最良だなと思っていませんので私は最後まで検討課題を、もっと一度検討してほしいということをお願いして質問を終わります。

○議長（山下 壽君） 次に、児玉助壽議員の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 通告に従い、まず、最初に防災及び災害復旧対策について伺います。

先月、自分たち、産業建設常任委員会は、東日本大震災の被災地であり、日本三大開拓地として、本町と友好関係を結び親しく交流を行っています福島県矢吹町と津波被災地のいわき市で、震災後の防災と災害復旧の取り組みについて行政調査を行い、有意義で貴重な体験をさせていただきました。その中で、災害に強い町づくりの施策の構築の緊急性を痛感した

次第であります。

これらに関連し、4点質問いたします。

1点目、昨年の6月議会から毎定例議会と言ってよいほど、防災問題に関連し避難施設整備等について同僚議員から質問があつてあるが、その対応を伺いたい。

2点目、ライフラインの水道事業が被災断水すれば、住民生活に支障を来すが、その緊急対応策を伺いたい。

3点目、生活基盤を再建する緊急時の災害復旧については、財源確保、運用等においてスピードが要求されるが、その要求に応じる施策の構築も必要ではないのか町長の所見を伺いたい。

次に、畑かん事業の給水栓助成について質問いたします。

受益者負担金は、公共事業で利益を受ける個人や団体が、事業費の一定割合を負担する制度であります、にもかかわらず町は条例を定め給水手続がされていない給水栓設置経費を全額助成し、受益者負担金を肩代わりしています。地域の産業、経済の活性化や農業を振興する上において、畑かん事業主体に公益性があるとしても、一営利団体の土地改良区や受益者の排他的占有施設にかかる運営費の不足分に対する助成金は、公益上の必要性を欠き違法ではないかと思うのでありますが、町長及び監査委員の見解を伺います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの児玉議員の質問にお答えします。

東北の研修におきましては、貴重な体験をしていただきましたこと、またいろいろな角度から検討していただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

私個人も1年前に行かせていただきましたし、やはり現場を見ることの大しさ。そして被害の大きさを目の当たりに見た時にいろんなこと考えさせられました。

順番に答えさせていただきますが、避難施設整備についてでございます。

そういう有事の際に避難場所としての確保を現在、農村センターを初め31カ所用意しております。防災計画につきましては、現在見直しを行っているところでございます。

2番目のライフラインについてでございますが、水道につきまして、やはり、飲み水でありますから、命の水と言われる、この水が止まることの重要性は十分に認識しておりますし、現在、耐震性の低い、いわゆる石綿管の工事を順次行っているところでございます。

ただ、議員の御指摘のとおり、視察で見られたとおり、あのように強烈な地域変動が起こった場面におきましては、いかに早く復旧するか、そういうことが非常に大事かと思っております。

3番目の質問ですが、今のことと重なりますけど、そういう時の財源はあるのかないのかという御質問でございます。

まず、そういう災害に対してでありますから、常に準備しとかないと間に合わないということで、公共施設が災害を受けた場合、これについては公共施設等整備基金ということで、現在7億8,000万円ほど基金残高がございます。そしてそれで賄えない、その他の場合におき

ましては、財政調整基金ということで、15億8,000万円ほどの準備をさしていただいております。合計で10億近くになるかと思っております。

最後の畠かんの給水栓の助成の件でございますが、これに関しましては、全額町が負担をしておりますが、それは給水手続があつて受益が発生するという考えに基づいておるところでございますので、それは今でも仮に支払ったという形でありまして、法的に違法ではないと考えております。

以上です。

○代表監査委員（三角 嶽君） 呉玉議員の質問にお答えいたします。

まず、畠かん事業の給水栓設置分担金につきましては、土地改良法により、国県町に応分の負担割合が求められておるようでございます。町内の受益者からは、県営土地改良事業分担金徴収条例第7条及び川南町県営土地改良事業給水栓等分担金徴収規則に基づき受益者分担金の額が定められ、適正に徴収されております。

この事業は、町の将来的農業発展のための整備を公益的に行うものであり、受益者にも応分の金額を負担していただいておりますので、公益上の必要性があるというふうに考えております。

以上です。

○議員（吳玉 助壽君） この防災の問題は、先ほど同僚議員が質問しましたが、重複している点があると思いますけれども、まあ自分はひねくれた考えを持ってるから、多分は重複はしていないと思います。防災の最優先課題は、地震、台風、大雨などの多様な災害から人命を守ることであり、君子危うくに近づかずのことわざがあるように、危険な場所から素早くより安全な避難ルートを使い、安心安全な場所、施設等に避難することが肝心であります。

そのためには、正確な情報をより早く伝達する情報システムの整備、避難ルートの整備、避難施設整備等が必要であります。また耐震基準、建築基準が厳格でなかった昭和56年以前に建設された公共施設、橋脚等の耐震強化対策も必要ではないのかと思っておりますが、その辺りの対応はどのようになさるのかを伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） 昭和56年以前、建築基準法改正以前のことだと思いますが、それに関しても、先ほどの午前中の質問でもありましたと、公的機関においては本庁舎がそれに適合していませんので来年度の当初予算に盛り込みたいと考えております。

それ以外の橋、いろんな避難場所、それらを含めまして必要性を十分考えておりませんのでそんなところは検討していくべきだと思っています。

以上です。

○議員（吳玉 助壽君） 大雨、台風、地震などの自然災害の種類で山間部、平野部、海岸部と地理的環境条件で防災対策も変わってくると思うのですが、これは集落的地域防災対策も必要であると思いますが、その辺のところをどう考えておられるのか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘のとおり、自然災害におきましては、起こって

からでは遅すぎるということで、常にそういう意識を持って想定した上で取り組むべきだと考えております。町の長期計画がありますが、当然それは地域ごとに、また地域の計画をつくるべきだと思っております。これから先、求められております末端行政を含めまして、まずは防災の視点からの取り組み、その後に地域づくり、地域おこし、いろんな形での住民参加でつなげたいと考えております。

○議員（児玉 助壽君） 津波対策として、現在国が津波用の観測ブイとして波高観測用のブイを細島沖に一基設置していますが、今後、国土交通省の計画ではG P S 波動計というものを沖合に設置予定と聞くが、津波警報の発令速度、精度ともに上げる上に川南東沖合約35キロに設置されています人口魚場、漁礁ブイに設置するよう、日向灘に面した関係の、新富、高鍋、川南、都農、児湯の4町で連携し、他の市町村に先駆けて国県等に設置を要望していくべきだと思いますのですが、町長どのように考えていますか。

○町長（日高 昭彦君） ただいま防災計画を策定中でございますが、なぜそんなに時間がかかるかと申しますと、現在、国のはうの南海トラフ、南南海いろんな断層の確認をしているところでございますし、これは一概に何メートル沖だからどれぐらいの規模になっていることではなく、深さとか地形も関係するやに聞いております。そこも含めた研究を踏まえて、同じ震度でも同じマグニチュードでも、津波の高さが違うそういうことを、今究明している段階だと聞いておりますし、議員の御指摘のとおり、川南町だけではなく沿岸の市町村から連携して対応することは非常に重要なことだと認識しております。

○議員（児玉 助壽君） 連携して情報をしていくことでいいわけですね。次にライフラインに移りますが、今回の震災では、山吹町では、白河地方水道用水供給事業団からの送水本管の漏水により、断水、さらには町幹線の漏水により最大で17日間の断水が発生し、住民生活に大きな支障となりましたが、応急対策と応急復旧により、わずか22日という短期間で町内水道復旧率98%とおおむね復旧を完了しています。水資源の乏しい矢吹町のその間の給水活動の苦労として、水源の確保、給水タンクの手配等が上げられていましたが、これを教訓に矢吹町では耐震性貯水槽の整備等に取り組むそうであります。名貫川、平田川、切原ダム等水資源の豊富な本町においてはそこまでする必要はないと思うのですが、緊急時の取水場所の選定ぐらいしていく必要はあると思います。また、給水車確保については、法的に許されるなら、消防車の活用も考えられるところであります。

ちなみに、矢吹町の水道配水管の総延長は78キロで、本町の276キロの約30%であります。これから試算すると、数字上では2カ月半かかりますが、町土面積の広さ、これらを考えると、それ以上かかると思われます。水道の断水ケースは地震災害によるものだけではなく、多種多様なケースがあり、住民生活の影響を最小限に抑える緊急給水対応策を構築すべきだと思いますが、そこ辺りのこと伺います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、水の重要性、当然認識させていただいておりますし、今年度平成24年の5月1日におきまして、町内の水道業者11業者と

協定を結ばせていただきました。つまり水道関係に関しましては、専門的な技術、専門的な知識が必要でございますので、我々職員のみではなく、そういう業者と連携をして協定を結ばせていただいております。いかに災害が起きた場合に、早く復旧させるか、短期間で復旧させるのが御指摘どおり非常に大事な課題だと考えております。

○議員（児玉 助壽君） 先ほどから町長が申されておるよう、防災には限界があるのですから、いかに災害からいち早く立ち直ることが災害に強い町、川南の一つ要素であります、まあ、破壊された生活基盤を官民一体となって復興復旧する再建力が鍵となっていきますが、その中にはライフライン復旧等のように事前執行、事後報告のような緊急性のあるものもあります。そこには当然、予算が発生し、国の災害査定を前につなぎの財源を確保していかなければなりません。先ほど15億ほど基金を積み立てているということですが、当然、運用面においてはいろいろと障害が出てくるわけですが、事前執行、事後報告の場合は、そうなった場合に弾力性をもって予算を執行できる環境づくり、例えば、災害緊急復旧条例等の設置もこれは必要になってくるのではないかと思っておるんですが。運用面においてですね。そこ辺りのとこはどのように考えておられるのか。

○町長（日高 昭彦君） 災害時において最も優先ということは人命であると考えておりますので、いろんな予算上の問題はあるとは思いますが、それは児玉議員の御指摘のとおり、弾力的に運用できるその体制というのは、今後作っていく必要があると思っております。予算的にも町の基金プラスそういう災害におきましては、激甚災害いろんな指定がまた別にありますので、まずは人命を優先するということで取り組みたいと思っております。

○議員（児玉 助壽君） 冒頭で質問せんけりやならなかった職員の派遣についてですね、一応通告していますので質問いたします。

災難は忘れたころにやってくるとのことわざもあります。絶対ないということは言い切れませんので、備えあれば憂いなしとの格言もあります。被災地においては、今回の震災を教訓に、さまざまな防災及び災害復旧復興の施策を構築、生活基盤を再建し、災害に強い町づくりをしていますが、それを対岸の火事と傍観することなく、三大開拓交流地としての関係上、矢吹町に、現在、3ヶ月交替で町職員1名ずつ計4名の災害の復旧復興の応援に派遣していますが、政策立案できる町職員、執行方を一人でも多く被災地に一定期間派遣し、視察研修や人事交流等に参加させ、防災災害復旧復興のノウハウを学んでもらい、後世に恥じない災害に強い町づくりの施策を構築してもらいたいものであります、現在の対応で十分可能ではないと思うわけですが、今後、職員の派遣等についてどのように考えているのかお伺いします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問、御指摘でございますが、御承知のように昨年の8月1日から職員を福島県矢吹町に派遣しております。現在で4人目かと思っておりますが、矢吹町のほうからは、当然、永続してほしいという要望はいただいているところでございます。今回の派遣につきましては、被災地の目的は被災地支援であります、議員の御指

摘のとおり、その派遣が本人の財産にもなりますし、そしてひいては本町の財産になると思っております。そういう職員をこちらのほうで可能な限り派遣し続けることは非常に重要なことだと理解しております。

○議員（児玉 助壽君） 畑かんの問題ですが、この給水手続きがされていない給水栓設置経費を町が全額肩代わりしていることについて、町長及び監査委員は違法性はないとの見解のようですが、隣の高鍋町では、本町の開閉栓方式は違法性が高いとして開閉栓方式は取っていないようですが、これ、監査委員も町長も法的に合法という見解でありましたが、合法とする土地改良法ですか、そんなんを見せてもらえんですか。根拠を。

○農村整備課長（横尾 剛君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

土地改良法では、県営事業の負担割合を、まず概要公告ということでやっております。今のところ地元負担が18.3%ということで、そのうち10%が町、8.3%が受益者ということで負担割合を決めておりまして、給水栓までは、全額そこは助成をいたしますが、給水栓のところの8.3%、1機当たりそこが4,100円になるわけですが、その部分については、分担金を頂くということにしております。先ほど監査委員のほうから分担金の規則中で触れられておりますように、その部分については開栓をしたということで分担金を頂くということに規定をしておりましたので、そのように現在も進めているところでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 土地改良法で違法じゃないと定めてあるなにを出せといっちょるっちゃけんどうが、この受益地農家の3分の2以上の同意を持っての申請事業と思うが、間違いますか。

○農村整備課長（横尾 剛君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

受益地の3分の2の同意を取りまして事業が行われておるんですが、その3分の2の同意を取る中に、その概要についての3分の2同意ということでございますので、私が先ほど申しました概要公告の中に地元負担18.3%、その10%は町が負担する、8.3%は地元の受益者が負担するという概要公告をした上で、それで同意していただいて進めておりますので、そのような同意のもとでやっておる関係場、先ほど言いましたように分担金をそのように開栓した時に徴収するという状況で今進めているところでございます。

○議員（児玉 助壽君） この開栓手続きされていない給水栓の割合、それに比例する開栓率を伺いたい。

○農村整備課長（横尾 剛君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。現在細かな数字はここに持ってきておりませんが、北1の地区で進めておる給水栓につきましては25%以上の開栓があります。全体的には7割の同意をもらっておりますので、7割の給水栓がつこうかと思います。そのうちの今のところは25%ぐらいが開いているということです。

○議員（児玉 助壽君） この手続きされとらん給水栓は、土地改良区の組合員ですか。員外者になるんですか。

○農村整備課長（横尾 剛君） 土地改良法でいきますと、土地改良区に網のかかっている農家の方は、すべて組合員になるということでございますが、先ほど言いましたように、開栓をしないところからは負担金を取っていないということでございます。

○議員（児玉 助壽君） 町長も監査委員も合法つちゅうこつじやがよ。これは、3分の2の同意の申請事業じやかい、これは給水栓を開けとらん人も、これは3分の2の中に入つとるわけじやが土地改良区の運営費割る、3分の2の同意者数イコール経常賦課金になるわけでしょうが。土地改良法に基づく川南町賦課金徴収規則を順守すれば、運営費の不足は生じないはずですが。運営費に不足が生じる理由はなんですか。

○農村整備課長（横尾 剛君） 給水栓の設置につきましては、先ほど言いました4,100円というのは、これは工事費に対する賦課金でございまして、そこが開きますと、今度は水を使う経常賦課金が発生いたします。経常賦課金の運営費というのは、その経常賦課金の部分から発生する賦課でもって運営されていくということでございます。ですから、その部分が全部開いていない部分については、当然不足を生じるということになろうかと思います。

○議長（山下 壽君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時00分休憩

午後2時10分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員（児玉 助壽君） 課長の話やったら開栓手続をされていない給水栓があるから運営費が不足するというお話でしたが、積算できんちゅうことじやね、積算できない同意を、同意とするとやったら法的にも徴収規則的にも合法的とは言えんがよ。合法ということの見解はどこで示すとね。

○農村整備課長（横尾 剛君） 県営事業につきまして、今御説明をしているところでございまして、先ほど私が答弁しました県営事業費に対しました18.3%、これに対する地元の負担金の部分でありますと、8.3%が受益者負担ということにしておりますので、これは全体の事業費がちょっとまだそこそこで違うんですが、何億か決まればそれの18.3%は納めるということでございますので、こここの部分で、給水栓の部分につきましては、5万円相当の経費がかかると、それの8.3%かけますと4,100円になるということで、4,100円をいただいでおりますので、何もそこが運営費まで及ぶということではありません。運営費は土地改良のほうで徴収するというものでございますので、これはあくまでも4,100円は事業費に係る負担でございます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 土地改良区の賦課金が徴収されないことにより運営費が生じるちあつど、色々言い訳しよるけんど。ちゃんとした同意だったら言い訳はきかんはずじやが。どういう状況であっても経常賦課金を納付するごとなつとるはずじやが、いかなる理由があ

ろうが。そしたら積算担当はどこがしょっとね。ちゃんと積算すれば3分の2の同意を持って積算すればよ、運営費に不足は出らんごつなっとっとやがね。ちゃんと積算しとれば、どこを積算しょっとね。

○農村整備課長（横尾 剛君）児玉議員の御質問にお答えいたします。

児玉議員がおっしゃられますのは、土地改良区の運営費のことについて御質問なんでしょうか。それとも事業費に係る分担金についての御質問かちょっとわからないところでございますが。

○議員（児玉 助壽君）給水栓を開栓をしたところが負担金、当然栓を開けんければ経常賦課金を払わんでいいっちゅうこらなんになっとるが、それを払わんかったら運営費が不足するのは当たり前じゃねえね。3分の2で積算しとっとやろ。その分を納めんかったら、事務費やなんやらが要るわけやから。給水手続してもしとらん人も手数料はいるとよ。

○農村整備課長（横尾 剛君）児玉議員の御質問にお答えいたします。

運営費につきましては、まだ今事業も進行中でございます。給水栓が空いているところと空いていないところがございますが、私ども給水栓を開けて頂くような施策、それは当然畠かんの営農を推進協議会のほうに行っているところでございますが、今のところは、先ほど私が言いました25%ぐらいかなという、これはちょっとはっきりした数字ではございませんけど、そのぐらいの開栓率だと考えておりますが、ゆくゆくは、これはすべての設置したところは開けて入れていただこうというふうに踏んでおります。そのようなとこからは運営費をちゃんといただくという風に考えます。

○議員（児玉 助壽君）その不足分を肩代わりするというようなこついよるけんどよ。今信用の事業はよ、肩代わりやら、立てかえやらよ禁止しとっとやがよ。ましては行政ができるはずないわ、できますか。行政はそんなことを。

○農村整備課長（横尾 剛君）この事業につきましては、私たちは公益性があると考えております、これまでも事業を進めてまいっております。その中で優良農地の確保ということもございまして、農振地にこの事業でかん水施設を設備するわけですが、ここにつきましてその優良地を守るためにも、その給水栓の設置というのは先行投資の形でも設置をしていこうという考え方でございます。

○議員（児玉 助壽君）肩代わりや、立て替えたときは、それ相応の担保を持たなよ、絶対できんはずじやがよ。監査委員そうでしょう、信用事業は、監査委員。

○監査委員（三角 巍君）立て替えをしたときのそういった担保なり、あるいは利息を取るかといった問題につきましては、詳細につきましては不明であります。

以上です。

○議員（児玉 助壽君）ようそれで監査委員でくるね。やめた方がええよ。担保はよね、ここに時限を決めないかんわけじやがね。課長、この条例に時限が決まつとらん限りは担保はねえということやがね。この資料見るとよ未来永劫これは開栓せんでんええごつなっとつ

とやがよ、そうなった場合に、費用対効果も含めて、町は国県に対して、これは虚偽の同意書。それを持って事業申請したことになですよ。当然これは詐欺罪に問われ、国の会計監査委員に当然補助費の返還請求を受ける。これは絶対なるがよ。県営事業の国補助事業費に関わる監査請求が来ますよ、費用対効果で。今聞いたら75%、75%の開栓率でどうやって言い逃れができますか。これは会計監査上問題にならんのか、監査委員にお尋ねします。

○代表監査委員（三角 嶽君） 今の同意の問題でありますけれども、私たちも、常に担当部署に法的な問題はないのかどうかといったようなことも含めまして、聞きながら現在に来ておるわけでございますが、まあ担当部署では、そういった状況を相談しながらのことありますので、法的には何らそう抵触するような問題ではないというふうに聞いております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） いや、法定根拠となるものを出してください。それにそって質問するかい。これは川南町営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例、これも土地改良法の第96条の4に基づいてつくられとっとやがよ。恐らく今、県営事業に関わることも県に関わる条例はあるはずじゃが。

今年の3月21日広島地裁は、林道整備を巡る公共事業で地元林業組合が払う受益者負担金を広島県廿日市市が補助したのは違法として、市民7人が補助金返還を市側に求めて訴訟の裁判で返還請求したわけだが、返還請求そのものは、一たんは引けたがですよ、訴訟の裁判で補助金は、公益上の必要性を欠き、違法と認めたわけですが。これより悪質じゃがね、ここん川南んとは。

これは、原告側は受益者負担金を各地の自治体が肩代わりしている。判決はその違法性を認めたとしています。これがそのときの判決文じゃね。課長にもやったけど。本当は課長が俺にやらなんとど、これは違法性が見えよるち、こんな判決文がでとるけんどち、俺がやってどんげすっとね。林業組合の林道としとるけんどん、林道は受益者ばっかりじゃねして一般住民も利用する限りなく公道に近いもんじゃがよ。それでさえ違法という判例がでちょっちやがよ。まして、県営事業に係る水路、給水栓、散水施設は受益者の排他的占有施設となるわけだから、他人が利用することができない、ここは排他的占有施設になるわけだから。ましてや同意申請事業になるわけじゃかいよ、違法性が明確だったが、それを合法じゃというたら、俺は頭ん中切って覗いてみてけんどん、これはどこもそこもこういう問題が起きとるが、必ずその類は川南町に及ぶがよ、今のままではよ、今後対応が立つとらんかったら今のままでは国から補助金返還請求は来ると思いますよ。

○農村整備課長（横尾 剛君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

児玉議員が付していただきました広島地裁での裁判の記録でございますが、これを見ますと、これは補助金についての違法性ということでございますが、私どもは分担金ということで、受益者にちゃんと8.3%貸しておりますよ。そこからちゃんと8.3%分はいただきますよということで、分担金徴収規則も定めておりまして、ただその間の猶予がどうかというよう

なことだろうと思うんですが、猶予期間は定めておりませんが開栓をしたときということで定めておりますので、こちらには何ら違法性はないと私たちは考えておるところでござります。

○議員（児玉 助壽君） それはあんたたちの判断であってよ。裁判所の判断じゃねえっちゃがね。ちゃんと判決が出ちょっとちやがね。この判例はずっと生くるとよ。今後。

この今の受益者の排他的占有施設に対する補助は、助成金や補助金じゃないで言よったけんどよ、そこもわからんとが、その違いは、根拠はどこにあっとね、課長。この受益者の排他的占有施設、対して補助、全額補助、この手続しとらんもんの、比べてですよね、公共の上下水道事業に係る受益者の排他的占有施設、これは敷地内から家の中、下水道はマスからこっち、これは全額自己負担しよっとよ。それに比較してどこに公益性があるっちゅうとね。税の公平公正上でも公益性はねえじゃないですか。

○農村整備課長（横尾 剛君） 他の事業のことはちょっと私存じあげておりませんが、今、農村整備課ですすめております尾鈴畠かん事業につきまして、負担割合を決めて今進めておりす、それは18.3%という地元負担の中で10%は町と8.3%は受益者ということで給水栓以降の負担をいただくということで進めておりますので、そこが違法と言われても、そういうことで負担割合を決めて進めるということですので、私たちは違法ではないと考えております。

○議員（児玉 助壽君） 判例が出とっとやかい、違法やとやがね。

裁判所の、そんげな考えしちょったら困るのは町民ばい。あんたら困らせんがね、そんな指示におうた町民じゃからいよるわけじゃけど、この川南町賦課金徴収規則平成19年3月26日につくっちゃるがよ、これについては給水栓の手続しとらんもんは対象外とは入っとらんよ。これを改正せん限りはできんはずじゃが。

○農村整備課長（横尾 剛君） 児玉議員がおっしゃいます徴収規則ですかね、それはちょっと。

○議員（児玉 助壽君） 賦課金徴収規則平成19年3月26日、19年4月1日から施行されると書いてあるが。

○議長（山下 壽君） 暫時休憩します。

午後2時30分休憩

午後2時41分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○農村整備課長（横尾 剛君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

児玉議員のお示しになられます川南町賦課金徴収規則は、これは全体の賦課金徴収規則を定めたものでございますが、これと同等の賦課金の規則を定めたものがございまして、それは尾鈴の土地改良の事業に関する賦課金の規則っていうのが定めておりますので、それに基

づいて私たちは執行しているというところでございますので違法ではないと考えております。

○議員（児玉 助壽君） 課長ね、あんたそんげなこと言うけんど町の税徵収規則と同じはずじやが、そしたら町税もこれ特定の営利団体に条例をつくってよ、助成できるということになるよ。あんたたち、都合のいいごつ、言い訳ばっかりしよるけど、そうなるじやろこれ、町の税収規則に倣ってしちよるっちやがよ、町の、こんげなことで特定の営利団体に助成の一緒になるよ。もう答弁はいらんけんどよ、これは次の議会にもちっと勉強してもらわなよ、おれ血圧上がって死ぬわ（笑い声）

終わります。

○議長（山下 壽君） 以上で一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。皆さんお疲れさまでした。

午後 2 時43分閉会

---